

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録（第10号）

招集年月日 平成24年10月5日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時21分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

副町長	堀口 卓也	代表監査委員	足立 正人
企画財政課長	浪江 学	教育長	垣中 均 (午前欠席)
総務課長	奥野 稔	教育委員長	白杉 直久
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	商工観光課長	長島 栄作
野田川地域振興課長	浪江 昭人	農林課長	永島 洋視
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育推進課長	小池 信助
税務課長	植田 弘志	教育次長	和田 茂
住民環境課長	朝倉 進	下水道課長	西村 良久
会計室長	飯澤嘉代子	水道課長	吉田 達雄
建設課長	西原 正樹	保健課長	泉谷 貞行
		福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第95号 平成23年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑～表決)

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

報告が1点ございますが、副町長のほうより万が一といいますか、多分そうなるんでしょうけども、10月12日、会期末の日ですね、会期末の日まで議会がずれ込んだ場合には、10月12日は、「着物を楽しむ日」という日だそうでございます。したがって、議会運営委員会にも諮ったんですが、結果的には、強制はしませんので、議員の皆さんで着物を楽しんでいただける人は着物を着てきてくださいということになりましたので、ご報告を申し上げておきます。10月12日、最終日です。10月10日に会議が終われば、12日はありませんので、その辺のところも十分ご理解いただきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日、垣中教育長より、午前中の欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員数は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第95号 平成23年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。引き続き質疑を続行いたします。

ここで報告がございます。まず、最初に昨日の家城議員の質問に対しまして、副町長のほうより答弁がございますので、よろしくお願いいたします。

堀口副町長。

副町長(堀口卓也) 皆さん、おはようございます。

昨日、家城議員から随意契約についてご質問がございました。そのときに十分なお答えができておりませんので、改めましてお答えをさせていただきたいと思っております。

随意契約と申しますのは、国や地方公共団体などが競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結することを申しますけども、その中で家城議員から随意契約というのは、大まかに三つの種類があるということで1点目は特命随契、それから、2点目が緊急随契、3点目が少額随契、この中で特命随契について、ご質問がございました。特命随契と申しますのは、基本的には随意契約と申しますのは、基本的には地方自治法の施行令第167条の2第1項で具体的に列挙をされております。そういった場合のみ随意契約ができるという規定でございます。

まず、この特命随契なんですけど、これは文字どおり特別に命ずると書きます、特命。特定の事業者を指定して契約を締結をする方式でございます。ほかには緊急随契と申しまして、昨年の東日本大震災の復旧、復興に当たって迅速な対応が必要だから、入札によらずに緊急随契の形で復旧、復興工事に当たっておられましたけど、そういったものを緊急随契で対応すると、それから、議員もおっしゃってましたが、少額随契、予定価格が少額の場合は、入札によらずに随意契約で契約をして工事を施工すると、そのほかにも入札を行っても入札者がいない、あるいは落札しない場合などには不落随契というものもあるんですが、それを入れますと四つの契約になります。

まず、その特命随契につきましては、特定の事業者を指定して契約する方式でございますので、

どうしても落札率が高どまりして予算の無駄遣いにつながるのではないか。あるいは予定価格の根拠となります価格資料を契約予定者から徴収せざるを得ない場合が多く、どうしても高どまりになるのではないかというような、議員ご指摘の懸念がございます。こういった中で、確かにほかの業者では、例えば1社随契を申し上げますと、ほかの業者では、その技術がない、あるいは、その技術に特許を持っておる業者が1社だけというような場合には、どうしても1社随契という形になりやすいんですが、そうしますと、先ほど申し上げました高どまりの懸念があるということで、京都府でも随意契約のガイドラインの中で、特に単独随契については契約の相手方が、その1社だけなのかどうか、唯一性の確認をきちんとすること。それから、価格が本当に妥当なのかどうか、業者の一方的な言い値ではなくて、本当に適正な価格であるかどうか、この2点について、特に重要なポイントとして確認をすることをうたっております。

それを防ぐ意味では京都府のガイドラインの中でも、特に価格につきましては、できる限り安くなるように、公正な交渉という言い方をしていますけれども、低価格を強要するのではなくて、お互いに話し合っ、お互いに納得できる適正な価格、公正な交渉によって適正な価格を求めることをうたっております。そういった方式で京都府もやっておられますし、もちろん京都府のガイドラインを受けて本町でも、そういった取り組みを行っています。

繰り返しになりますけれども、1社随契などを例に挙げますと、どうしても、その技術は、あるいは、その製品は、その会社でしか持っていない、その会社しかないというのが1社随契の理由でありますので、ほかの会社で、それを変えることができないという特殊な事情がありますので、先ほど申し上げましたように高どまりになることがないように注意をしながら、実際の施工には当たっております。

議長（赤松孝一） 次に、同じく昨日の杉上議員の質問に対しまして、小池教育推進課長よりご報告がございます。

小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 皆さん、おはようございます。朝の貴重な時間を使わせていただきまして、昨日の答弁で不十分でした、はっきりと申し上げなかった点につきまして、ただいまより答弁をさせていただきたいというふうに思います。

杉上議員のほうから質問がありました尾藤家と稲葉邸での集客数の違いということでございますが、基本的に尾藤家につきましては指定文化財になっているということで、大変制限がございます。それに比べまして稲葉邸につきましては、登録文化財ということで、同じ文化財ではあるんですが、見える前面の保存さえすれば、後は、中はどんなに使ってもいいということで制限が非常に広く、自由に使えるということで、ある意味では観光施設という一面が非常に強く、食事もでき、それから土産物も置いてあるというようなことで、久美浜の観光施設の、拠点的な意味合いが強いということで、この辺で集客数も多いというようなことでございます。

どうも申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） それでは、質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） おはようございます。

それでは23年度決算の2回目の質疑を行います。商工観光課長に商工観光課所管、とりわけ

この年度に制定されました中小企業振興基本条例について、質問いたします。この条例は府下で初めて本議会で全員賛成で可決がされ、制定がされました。この与謝野町の産業振興の町の歴史の中で、そういう意味では非常に大きな年、将来にわたって記憶される年になるであろうというふうに思っています。それで、今回の決算の中で取り上げたいというふうに思っていますが、資料の1ページに、その取り組みが2、3行書かれています。しかし、各所管の説明資料の中には、この内容が全く書かれておりません。この23年度、こういう大きな取り組み、条例が制定されました。これに向かって産業振興会議等々で、かなり準備が、議論がされて準備が進められたというふうに思っています。その予算が、決算書では80万円ということですが、この23年度の取り組みの内容について、まず、詳しくお伺いをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 皆さん、おはようございます。決算参考資料の中で非常に重要な部分が抜けておったということがございます。まことに申しわけございません。こちらのほうで十分な記載ができておりません。それで産業振興会議につきましてでございますが、23年度では産業振興会議の委員さん、24名、そして、京大の岡田教授のオブザーバーということで1名で25名というような格好で会議を進めてまいりました。産業振興会議といたしましては10回、延べ139名、そして条例につきまして、特にプロジェクトチームということで進めてまいりました。そのプロジェクトチームの会議が、人数が9名で、延べ10回行っております。そして、そのプロジェクトチームのメンバーの方で各種団体から意見を聴取するといいますか、意見交換をさせていただきました会議が8回ということで、このプロジェクトチームで動きました会議等が、合わせまして10回と8回で18回、延べ93名ということです。トータルでいきますと232名の延べ人数で産業振興会議、また、プロジェクトチーム会議ということで開催をさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） こういう行政の取り組む仕事に対して、延べ232人の住民が参加をされて、ともに取り組みがされてきたということは、今までの産業振興の取り組みの中で、とりわけ大きな成果であったのではないかというふうに思っています。こういう住民が参加して、ともに取り組むという、こういう形、今後も産業振興会議を中心に町の産業施策を検討し、そして、進めていくということに、この基本条例はなっていますが、こういう点も含めてですね、今回の取り組みでの、この住民参加ですね、これについて課長は、どのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。この件に関しましては、さかのぼりますといいますか、上位計画の総合計画等から与謝野町では、この町民の方々のご意見をいただきながら、各種計画、また、ビジョン等を政策をしている経過もございまして、とりわけ、この中小企業振興基本条例につきましても、この産業振興会議を重要視をいたしまして、この条例制定後は、この産業振興会議をきっちり位置づけまして、この中で24年度につきましても、この産業振興会議の議論を重要視した取り組みなり、これからの広報啓発等も含めまして取り組んでいきたいというふうに思っております。大変重要な産業振興会議の位置づけとなっております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど最初に答弁いただいた内容は、今、答弁された総合計画で住民の意見を聞きながら進めるという、行政をですね、そういう内容から、さらに発展がさせられているのではないかと、いわゆる条例をつくる前に各種団体にみずから、住民が意見交換に行かれて、そして、条例の内容、自分たちが検討してきた条例の内容を使いながら、その団体の意見も聞きながら、それをさらにつけ加えていくというような取り組みもされていますし、その後のシンポジウムも、この振興会議が中心になって組織もされてきたというふうに思っています。そういう点では、単に意見を聞く団体という、そういう取り組みということから、住民自身が行政に参画して、みずから、そういう施策に加わっていく、こういうところに進んできたのではないかと私は思っているんですが、この点について再度、お聞きをいたします。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。議員のおっしゃいますとおり各産業振興会議の委員さんからご意見をただきただけじゃなくて、委員さんの中でこういう取り組み、団体から意見を聞かせてもらったり、団体の思いを聞くことも必要であろうということで、この団体の意見交換会もさせていただきました。また、今後につきましては産業振興会議の中で、いわゆるこれからの住民への啓発についての、また、ご意見をいただきながら、また、その中でどういうふうに取り組んでいけるかという部分も各委員さんとともに話を進めていながら行動を、また、起こしていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） こういう産業振興会議、そして、住民の力に依拠しながら今後、進めていかれるわけですが、そういうことに対して行政としては、どういうスタンスで今後、対応していくかということが、それがつくられる前と後では変わってくるのではないかと、また、変わらなければいけない部分もあるのではないかと思っているんですが、この点についてお聞きをしたいと思います。とりわけ、このスタートになったのが総合計画で、この商助の理念がつけられた、この総合計画自身が住民参加でつくられているわけですが、商助の理念が盛り込まれて、このことが大きな力になっているのではないかと、私は感じています。もちろん、ほかにも地域内循環の経済施策を取り組むということとか、そういう総合計画に、既に、この振興基本条例の大事な部分が盛り込まれていたというふうに思っています。

とりわけ、この商助の理念が、この条例に、どのように生かされたかと、課長はお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。この商助の部分でございます。この部分におきましては、条例の中でということでございます。その中ではいわゆる、それぞれの役割といいますか、企業者の役割ですとか、大企業の役割ですとか、町の責務という部分ですけれども、その中の大企業の役割、また、企業の役割等で商助の部分が生かしていけるのではないかと、思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） その中で言われるように、業者や大企業に対して地元での調達の努力、あるいは地域への、まちづくりを含めた地域への貢献、こういう責務ということが明記がされる条例にな

っています。今後、そういう点で行政として、課長として、例えば、とりわけ商店ですね、あるいはいろんなチェーン店、与謝野町に進出をしているチェーン店などがあります。こういうところに、どういう形で、この条例の趣旨に基づいた働きかけ、協力の依頼、この協働の取り組みをされようとお考えか、お聞きをいたします。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。それぞれの商店さん、企業さん、また、大店舗というんでしょうかね、スーパー等への啓発という部分でございます。今後の産業振興会議での話を中心に進めていくわけですけれども、広報などでシンポジウム、また、条例の内容を順次啓発をしておりますが、それでは非常に不十分だと考えております。その中で思いといたしましては、その産業振興会議のメンバーに来ていただいています、それぞれの分野から来ていただいています方々のご意見も聞きながら、それぞれの業界へのアプローチといいますか、声かけなんかの方法につきましても議論をいただきながら、こちらのほうから出向く形になるんでしょうか。そういう形になるかと思いますが、進めていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 地元の商店については、もう今までからまちづくりの中心になって貢献していただいています。とりわけ地域経済循環の中心になっているというふうに思っています。今後、そういう点では、外から来ているチェーン店など、ここへの取り組みというのが大きな課題かなというふうに思っています。この点では、既に多くのお店が来ているわけですけれども、今後、進出を考えておられる、こういうお店、そういう方が来られたときに最初に、こういう条例の趣旨をしっかりと伝えて、与謝野町は、こういうまちづくりに取り組んでいる、こういう経済に取り組んでいる、こういう、もし来られたら、こういう形で責務があります。このことをまず、しっかりと伝えることが大事ではないかというふうに思っていますが、その点はどうでしょうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。議員おっしゃいますとおり、そういう声かけといいますか、こちらのほうに相談なり情報をいただきましたら、この条例で町は進んでおりますということはお伝えをさせていただいたり、今、もう既におられます大企業等につきましても、一定のアプローチをしていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう点は行政でしかできないという点だと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

もう1点は、この行政の果たすべき役割として大事だと思っているのが、以前から言っていますが、調査とか、それから、情報の収集、発信、これはやはり行政ならではの点というふうに思っています。とりわけ、ここまで進んできて、いよいよ本格的に始められるわけですから、こういう調査の部分、情報の収集、発信の部分について、今まで以上に力を入れていく必要があるというふうに私は思っているんですが、こういう点については課長は、どのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。確かに条例ができて、それを進めています、PRしてい

ますというだけでは不十分だと思っております。その中で何度も申し上げますが、産業振興会議の委員さんからも、やったで終わりではなくて、きっちり確認なりをしていく必要があるというご意見もいただいておりますので、そこら辺も、どういう方法がいいかといいますか、検証なり、分析なりもしていく方向で進めていきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 次に、この中小企業振興条例とかかわりもありますが、それ以外として指摘をしておきたいというふうに思っています。一つは例えば、商店の問題で考えても、コミュニティの中に、村の中に商店がない地域というのがあるわけですね。やっぱり今の、今後のまちづくりで求められるのは、歩いて行ける距離に買い物ができるお店があると、こういう村が安心して住める、そういう村としては、非常に大事だということが強調されています。また、とりわけ取り上げられています再生可能エネルギーの取り組み、いわゆる、これを事業化する、このことが産業振興としては、大きな効果があるし、課題だろうというふうに思っています。この二つの問題というのは、産業振興会議は町全体の産業施策の取り組みとして住民が参加して、今後、大きな力を発揮されるだろうと思いますが、こういう問題については、この町全体というよりも、さらに小さな地域ごとに課題があつて、地域ごとに住民がみずから考え、取り組み、こういう課題に進めていくことが、この産業振興としても大きな効果を生むのではないかと、雇用を生むのではないかと、このように考えていますが、課長としては、どのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。議員のご提案の中では、小さなコミュニティの力といいますか、そういうことが、これからは重要であるというふうな申し出かと思っております。確かに、そういう部分がだんだん歩いて行けるエリアに、いろんな施設がなくなってきております。そういう中で、農林のほうでも取り組んでいただいています地域のコミュニティを大切にしたい農業振興といえますか、そういう部分がございますし、それから、再生可能エネルギー、自然エネルギーを今後、どう生かしていくか、それが、どう産業につながるか、そこで地域が盛り上がりを見せて笑顔があふれていくのではないかとというふうに思っております。

そこら辺の取り組みも今後は情報収集をしていきながら取り組める方法を検討していきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この条例化を力に、ぜひ与謝野町の産業振興を前に進めるために取り組んで頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、福祉課長に質問をいたします。福祉課では自立支援協議会、123ページに8万7,000円、金額は少ないわけですが、こういう取り組みが23年度にされたということになっています。この内容については、ちょっと記載がないんですが、これが23年度には、どのように取り組まれて、どういう効果が発揮されているのか、力が発揮されているのか、そもそも自立支援協議会とは、どういう組織なのかも含めて報告をいただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 野村議員、質問の自立支援協議会について、説明をさせていただきたいというふうに思います。この自立支援協議会の設置要綱につきましては、平成20年1月21日に設置さ



れたものでございまして、設置の趣旨といいますのが、障害者及び障害児と、その家族関係の生活を支えるため相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築に向けた協議の場として、与謝野町地域自立支援協議会を設置すると、このように書いてございます。

この自立支援協議会といいますのは、構成員としては20名以内で構成するというようになっておりますけれども、これは委員と、その実際に動く部隊、専門部会といいますけれども、専門部会と2階建てになっております。その委員さんについては、民生委員であったり、障害者福祉会の会長さんであったり、また、警察、消防署、教育委員会、与謝の海支援学校、保健所、このように多くの方々の構成メンバーで構成をされておりますけれども、実際、この活動内容については、動いているのは専門部会に当たる部分でございます。専門部会といいますのは、療育部会と地域生活活動支援部会、就労支援部会というように三つの部会がございます。そして、どのような活動を実際、行っているのかということでございますけれども、それぞれの部会で、これは毎月1回、定例会を行っておりますし、全体会としましては、年3回の会議を実施しております。

この専門部会の活動によって、この障害者を支援する体制づくりが実施されるわけなんですけれども、実績といたしましては、今まで議会の中でも報告をさせていただいておりますように、平成24年度については、障害者のための支援ノート、これはひまわりノートといわれておりますけれども、これを配布する予定ですし、今までの実績では支援学校の夏休み期間中というのは、全く親御さんが見ておられて、行き場がないというような状況でございましたけれども、この協議会のご協議によりまして、平成22年度から支援学校長期休暇の支援事業も実施をされております。また、これは障害を持たれた方の就学の実習ということも実施をさせていただいております。実際の研修に行かれた場合についての実習の受け入れ先の方に少しの補助金を出させていただいて、指導をしていただいているというような状況もございます。

それと今、加工場跡地に地域共生型施設というのが建設されておりますけれども、ここには障害者の雇用の場の確保というのもございますし、また、障害を持たれた方のショートステイ、これはレスパイトということで、家族の方がちょっと休みたいわと言われた場合については、今は亀岡の花ノ木という施設しか、このレスパイトの場所はございません。そういったことで亀岡まで連れて行って、そして、ちょっと休まれる、そして、連れ戻さんなんという物すごいタイムラグがございます。そういったことで地域共生の加工場跡地の施設の中でも障害を持たれた方のショートステイを実施をしていくというようなことを行っていただいたりする予定にしております。

それと一番近いところでは9月15日に虐待防止フォーラムというのを開催をいたしました。これは10月1日から障害者の虐待防止法が実施をされまして、それに先立ちまして京都府下では与謝野町が一番早いフォーラムを実施し、実際の虐待に対する対応も行っているというようなことでございます。

少し長くなりましたけれども、自立支援協議会の内容と、そして、今までの行っていただきました提案等による実績についてご報告をさせていただきました。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この自立支援協議会、そして、同時につくられている専門部会の、この取り組み

というも府下でも先進的な取り組みがされているというふうにとめています。ここで障害の分野での、いろんな施策の検討、そして、課題の洗い出し、そして具体的な取り組みにもご参加いただいている、こういうふうな形で大きく23年度の中でも前進がされているなというふうにとめていきます。

一方、高齢者福祉のほうでは、こういう形について考えたときに、どこまで進んでいるのか、この点について課長に質問します。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 高齢者につきましては、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画によって実施を、計画がございますので、それをもとに支援体制をとっております。これは平成24年度、3年に1回見直しをするわけなんです、平成24年、25年、26年度の3年間の計画を昨年の最終、ことしの3月ぐらいに計画を立てましたので、それに基づいて高齢者の支援を実施してまいりたいというように思います。

今までからございましたように、ことしの7月には高齢者比率が30.0%ということで、今まで29%台で推移をしておりましたけれども、ついに30%の大台に乗ったということで、本当に高齢者の支援策というのは大切なものがございますので、そういった今後の高齢者比率の上昇を見ながら適切に対応してまいりたいと思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 高齢者福祉の分野で地域住民とともに力を合わせて、この行政施策を進めるという点で地域福祉計画、これを地域の中でつくっていくことが非常に大事ではないか、国からも、このことが求められていて与謝野町では、まだ、つくられていないということを前、一般質問で取り上げさせていただきました。そのときに検討をしていくという答弁をいただいたと思っておりますが、こういう取り組みについては、今後、課長はどのように今、お考えかお聞きをしておきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この地域福祉計画の策定でございます。今、高齢者の分につきましては、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画で実施させていただいておりますよということを申し上げておりました。福祉施策につきましては、町の総合計画という大きな枠の中で動いて、その中に福祉の関係も多く書いてございますので、そういった総合計画、そして、障害者福祉計画、次世代育成支援計画、それと保健課のほうで策定していただいております健康増進計画、このような多くの計画がございますので、それぞれの計画に沿って福祉行政を進めております。ご指摘の地域福祉計画というものでございますけれども、今までの説明の中で、今後、考えていきたいというように言っておりましたけれども、福祉課の中でも実際担当者を決めて、今、進めております、そういったことで、なかなか地域福祉計画といいますのは、この地域の方々によって、どれだけの福祉の支援体制がとれるかというのが大きな問題でございます、これは町が机上で計画を立てるといようなものではございません。これは地区懇談会のように、それぞれの地域に回らせていただいて、地域の課題でありますとか、また、地域の支援体制がどのようなものがあるかというようなことをきっちり捉えて、そして、その地域でどうやっていくのかということを決めていただいて、それを取りまとめたものが地域福祉計画と、このようになります。そういったことでありま

すので、今後は区長さんなり、地域の方々としつかりと相談をしながら、これは本当に1年や2年ではできる計画ではございません。一定のスパンを考えて対応、計画を立てていきたいというように思います。その際には地域の住民の皆さん方にもいろいろとご提案をいただいたり、ご協力をいただいたりすることがあろうかというように思いますけれども、よろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 期待をしていますので、よろしくお願いします。

それでは、最後に企画財政課長ですかね、お聞きをいたします。男女共同参画事業について、106ページに記載をされています。事業費としては14万6,000円という少ない金額ですが、ここに書いてある事業、かなりたくさん事業を取り組んでいただいているというふうに思います。

そこで男女共同参画の、この推進委員会が5人の委員さんで年に1回ということですかね、これは、いうふうになっていると思うんですが、こういう形でたくさん取り組んでいただいておりますが、当然、これだけ大事な課題、町の人口の半分以上、多くが女性だと思いますが、そういう方々の人権なり、社会参加、そして、生活に至るまで、ありとあらゆるものにかかわる、この取り組みということですので、さらに大きな取り組みをしていく必要がある課題だというふうに思っています。これを行政だけで進めるというのは、非常に困難があるだろうと、そういう点では、先ほどからありますように、こういう点についても住民がやっぱり参加していただけるような形が非常に大事ではないかなと、女性自身がいろんな形で取り組んでいただくことが与謝野町が、こういう共同参画の町として進んでいく上では大事ではないかなというふうに思っていますが、こういう点で23年度の取り組み内容が、どういう内容だったのか、ご報告をいただきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えしたいと思います。参考資料の106ページに男女共同参画事業を掲載させていただいております。委員ご指摘のとおり半数は女性であり、男女の共同したまちづくりということを推進をしていく、この当町の方針に基づいて、この設置をした委員会で、いろいろなお協議をいただいて、取り組みもたくさん行っております。男女共同参画推進委員会としましては、2回、開催をさせていただいております。合併をいたしまして、男女の和づくりプランというものをつくりまして、それをもとに推進をさせていただいているところでございます。

殊に京都府のほうとも共催をいたしまして、KYOのあけぼの大学基礎講座の開催ですとか、地域おこしセミナー、あるいはDVを考える集い、あるいは女性相談も3回、開催をして、3人を定員として、必ずお申し込みがあるというふうな状況の中で、こういった相談業務も行い、また、京都府と共催で女性チャレンジ相談というようなものも開催をさせていただいたり、ご存じのように広報誌におきましては、男女共同参画シリーズで4コマ漫画を掲載をさせていただいたり、あるいは近年、特に顕著になりましたDV被害者の支援体制というものにつきまして、福祉課ともタイアップをいたしまして、強化をさせていただいているというようなことで、委員会こそ2回の開催にとどまっておりますけれども、男女の推進に係る取り組みについては、1人担当者がおりまして、そこを中心に、いろいろな推進活動、これをやらせていただいているところで

ございまして、近年、これらは少しずつ充実をさせていただいているつもりでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この分野については、当然、婦人会との協働、婦人会のご協力をいただいて、進められているんだろうというふうに思っています。しかし、この婦人会が、なかなかこういう行政の取り組みを支えるという点では負担が大きいという声も聞いています。そういう点ではもうちょっと新たな機構といいますか、幅広い婦人会はもちろんご参加いただく必要はあると思いますが、それ以外の女性が活躍されている分野、業者、いろいろあると思うんですね。もうちょっと幅広い方々での組織の中で、こういう取り組みを進めることが効果は大きいんじゃないかと思っていますが、これについてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。そういった側面は確かにあるというふうに思っております。例えば、町内の婦人会さんをはじめとする女性団体でも、たくさん自発的に生まれてきてるとようですし、あるいは、職域においても、その男女の共同参画というものについての意識というものは、それぞれの職場ごとに、会社ごとにお持ちだなという印象も受けておりますので、そういった方々にも、例えば入っていただいたりというようなことで、できるだけ広い意識が広まっていくように充実をしていくところはあるかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう方々の思いを集めるということで、アンケートが取り組まれ、もうすぐ取り組まれるんですかね、いただいております。非常に詳しい内容で、幅広い内容でされるんだなというふうに思うんですが、こういうアンケートの取り組み、例えば、これは23年度の、こういう活動の中身からして、どういう目的、どういうところの、先ほど私はちょっと、そういうものが必要ではないかと思いましたが、担当課長として、今後これを進めるために、どういうことを目的にしようとされておる。そういう意味で、こういうアンケートが、どういうふうに、どこに中心が置かれているとか、どういう効果を求めているとかいう点では、どのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。ちょうど今、KYTでも流させていただいておりますように、男女共同参画の計画づくりを行っていくアンケートを実施をさせていただいており、それを今、集計をしている最中でございます。この目的は、合併いたしまして男女の和づくりプランをつくっておりますけれども、5年、6年たって、一定これを見直していく時期にきているということで、どういった住民の皆さんの意識の変化が起きているのか、そして、課題として新しいことが生まれてきてはいないかと、例えば、DV、これも近年、顕著になってきておりますので、そういった内容も今回、アンケートに新たに網羅させていただきまして、今、アンケート集約をさせていただいております。これをもとに今後、5年間の計画づくりに生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

- 1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） 他に質疑ございますか。

3 番、有吉議員。

3 番（有吉 正） それでは、2回目の質問をさせていただきます。決算書の213ページ、参考資料155ページになるわけですが、産業振興貸付事業について、質問させていただきたいと思えます。

参考資料の事業内容につきましては、所管は商工観光課であります。農林課も関係しているというふうに思っております。この補助金は1件、24万7,000円だけということになるわけですが、この点につきまして、この事業の内容については地域経済団体等が商工業振興事業費補助金、観光振興事業費補助金及び農林業振興事業費補助金を活用する場合において、当該補助金が交付されるまでの間、補助金に相当する資金を町が貸し付け、地域経済団体等の円滑な資金の調達の支援を行ったと、こういうことなんです。1件だけということが私は非常に残念だというふうに思っております。まず、この原因といいますのが、補助金を受けられておる方はたくさんあると思うんですけども、この借入れをされていないということは、その辺のことを両課長にお伺いしたいと、このように思います。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。議員さんおっしゃいますとおり、23年度は1件でございました。これにつきましては23年度の年度途中で、この制度を開設しまして、啓発をしてきておりましたけれども、その部分が非常に不十分であったというふうに反省をいたしております。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。農林業振興事業費補助金が農林課としては、対象になっておりますが、これにつきましては町独自の単費の補助事業ということになっておまして、補助金額が少ないというようなことがあって、使用される、そういう方が1件だけであったというふうに理解をしております。これが非常に難しいんですが、補助事業全体で使えるようなことになれば、利用も、もう少し出てくるのかなというふうに思いますが、今のところ、そういった補助事業で、こういうことが取り組めないということになっておりますので、やむを得ないことかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 商工観光課長は年度途中で啓発が不十分だったというふうにおっしゃっておられるわけですが、今年度、24年度については、これを申し込みされておれる予定、あるいは、そういうことはありますでしょうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。24年度の申請につきましては、少し把握ができておりませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） それこそ先ほど野村議員が中小企業振興基本条例もできた中で、どういうふうな今後、進めていくのかというような意見等が、質問等があったと思うわけなんです。そこで副町長にお伺いしたいと、このように思います。

恐らく私は、こういう結果に終わるであろうというふうに思っております。先ほど農林課長がおっしゃられた、ご答弁いただいたのは147ページの農業用施設管理運営事業、あるいは一番下の農林業振興事業補助金、この二つが町単費の補助事業だろうと、合わせて100万円余りと

いうことは50%補助ですから、合わせて事業費全体で200万円、町としては100万円ほど使われたということで、申し込みが一番下を書いてある団体が、この借り入れを使われたと、こういうことだろうと思います。副町長にお伺いしたいのは、いわゆる上の団体との町経由で入ってくる補助金がありますね、上の団体というのは京都府だとか、町が管理している、そして、地元の、そういった産業、商工観光課であれば、会社であったり、商店であったり、それから農林課であれば、法人であったり、担い手農家であったり、あるいは団体があったりすると思うんですが、そういった町だけの補助金だけでは、このような結果が続くと私は思うわけですが、やはり以前から申してますように、やはり枠を広げていかなければ、せっかくの産業振興に結びつかないのではないかと、このように思いますが、副町長のお考えをお伺いしたいと思いますのと、企画財政課長にお伺いしたいのは、155ページの貸付事業、200万円の予算の中で24万7,000円の需要があったと、このように考えたらよろしいわけですね。以上、質問いたします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員のご質問ですが、23年度農林サイドで1件の実績ということであります。23年度は商工観光課長がお答えいたしましたように、年度途中で町民の方々への周知が不十分だった側面もあるのかなという感じがいたしますが、24年度、まだ状況を把握しておらんという商工課長の答弁でしたけど、活用については非常に少ない状況だというふうに思っております。これは、この貸付金を活用しての事業計画が、たまたまなかったのか、それとも議員が言われますように使い勝手が悪いといえますか、そういうことなのか、昨年度創設した制度でありますので、まだ、十分な分析はできておりませんが、私も、もう少し活用があるのかなという感じがいたしておりました。そんな中で23年度1件という実績でありますので、さっき申し上げましたように、何が原因なのか、もう少し分析をさせていただきたいと思っております。

ただ、制度をつくるときにも議論をいたしましたけれども、これはあくまで補助金の決定を主体的に行う町の補助金を活用する場合しか対象にはいたしておりません。ほかのところが交付決定をされる、例えば国であるとか、府であるとか、そういう場合は、まだ、不確定な要素があるということで、町の補助金を対象とするのみ対象にしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3番（有吉 正） 企画財政課長と言うんですが、これはお聞きしたかったのは産業振興基金から繰り出されておるんですが、その確認がしたかんですが、枠としては2,000万円あって、そのうちの1件24万7,000円しか使われていないということなんですが、どなたでも結構です。よろしくお願ひします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） それでは、私のほうからお答えをいたします。参考資料の155ページの一番下の産業振興貸付事業ということで、実績を上げさせていただいております。貸付事業1件で、これは農林業振興事業費補助金分に相当する分で、24万7,000円を貸し付けをいたしましたということでございます。これは実績としては、このとおりでございます、今、副町長のほうが申し上げましたように、平成23年度に新設をした、まだ1年少しか経過をしておりません。

したがいまして、もう少し利用が伸び悩んでいるということからしますと、どこかに原因があるのかなというふうにも思います。ただ、この事業のもともとの趣旨は各補助金を受けられる諸団体のほうが、例えば金融機関からつなぎで資金を借りられるにしても、いろいろと手続上、難しいということがあるので、町が補助金を交付することが確約できる事業であるなら、それまでの間、つなぎ資金としてお渡ししたらどうかと、事業が早く実行されて終わってから補助金が交付されるわけですので、そういう趣旨から設けているものですので、もう少しほかにもPRもしながら、活用していただけるようにせつかく設けた事業でございますので、そういう面も考えていく必要があるかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えといたしますか、24年度の今の状況ですけれども、1件申請のほうが出ておまして完了しております。また、先ほど企画財政課長のほうの話もありましたが、制度につきましては一定、使っていただける部分ではご利用いただきやすいかなというふうには思っておりますけれども、PRのほうがもう少し頑張らせていただかんかなと思っております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） この、いわゆる成果主義の中で事業をするのにお金が必要と、お金を使った後、借り入れするのも、今は厳しい時代です。ただ、補助金そのものが、町の補助金そのものが非常縮小して、今後はいかに得ないということにもなるかと思えますし、現実には、農林業の関係でも現実には100万円ぐらいの予算しかないわけですね。商工観光課も同じだと思うんです。たくさん何ぼでも出せるというわけではないわけです。そういった中でやはり町が把握をしている中で町を経由していく補助金もたくさんあると思います。上の団体というのが京都府とか、そういうところ、そういったことは、やはり先ほど副町長がおっしゃられたように商工観光課、あるいは農林課と、やはりいま一度、精査といたしますのか、検討していただいて、そして、新しい産業振興に向けて有効な補助金にさせていただきたいなど、よくこの議会でも再生可能エネルギーが、今後のことについて新しい産業になるというふうなご意見があるわけですが、これこそ大変難しいことをやっていかなければなりません。そういった下支えと言いますのか、そういったことにもなっただきやすい補助金にさせていただきたいと思いますが、お答えは同じでしょうけれども、再度、ご答弁をお伺いしたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほども申し上げましたように、貸付金の回収に不安があってはならないということで、町が主体的に決定できる町の補助金制度を対象にはいたしております。ただ、先ほど来、話が出てますように、23年度も実績1件、24年度も商工サイドで、今のところ1件ということでもありますので、利用が少ない原因について改めてちょっと分析といたしますか、検討を加えてみたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうから少し、23年度1件でございました。その中で担当課のほうといたしましても、制度について少し見直しといたしますか、させていただきまして、今年の4月からは創業資金の補助金につきましても支援の対象を拡大させていただいて、また、対象を個人の方にも拡大をさせていただきました。これにつきましては産業振興会議の中でもご意見をいただ

いたりした中での制度改正ということにさせていただいております。また、今後も検討は進めていきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） よろしくお願ひしたいと思ひます。次に、入札制度について質問いたします。

与謝野町条例財務規則第6章契約、第1節競争の手続は第106条から第120条までであり、指名競争入札、一般競争入札、随意契約などが載っております。さて、今度の職員の収賄事件は非常に残念なことではあります、課題の克服に向けて、問題の克服に向けて厳しく、今後、議会としてもやっていかなければならないと、このように思っております。

決算参考資料170ページにプロポーザル方式でされたわけなんです、まだ、途中ではございます、加悦中の決算が載っております。プロポーザル方式は、私なりに大分勉強をさせていただきまして、まだ途中でございますので、私の質問は、この入札制度の中で、既に済んだ小学校の合併前からといいますのか、合併後ずっと小学校をやってこられました。その耐震工事の流れについて、また、これまで、この多くの議員から設計業務がある1社に集中している等々の、そして、随意契約が多いというようなご指摘もあったところです。質問は、例えば一番最後、岩屋小学校だったと思ひます。これはおとしになるわけだと思ひんですが、まず、耐震診断をされて、それから工事完成まで、どのような入札があったり、ここは随意契約、あわせて、ちょっと一連の経過を教へていただけないかと、このように思ひます。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） ご質問にお答へします。岩屋小学校の耐震工事の関係についてのお尋ねというふうにお思ひしております。耐震の工事を実施いたします手続ですけれども、せんだつてもちよつとご説明をさせていただきましたが、流れといたしましては、まず、耐震の診断を行う必要がございます。これの耐震診断を行ひまして一定の数値以下であれば耐震補強工事が必要になるというふうなことでございます。

岩屋小学校の場合でございますけれども、まず、耐震診断ということで、これにつきましては旧町時代に耐震診断ということで入札による決定をされております。これにつきましては、5社が参加する中で岩屋小学校だけではなくて、ほかの学校6校を、中学校も含む6校、同一件名による一括入札ということで5社が参加されまして、落札者は三宅建築事務所ということになってございます。その後、この耐震診断の結果を受けまして、耐震の補強工事が必要ということで、これを京都府の審査会というところで、この耐震補強計画というのを出しまして、その選定委員会といいますか、審査会で認可といいますか、許可をいただく必要がございます。これを委員会のほうに補強計画を耐震診断に基づきます、こういった補強を行いますという計画を出ささせていただきます、そこで認可をいただいたという形になってございます。

この認可がおりました段階で、その提出いたしました耐震補強計画に基づきまして実施設計業務を行うという段取りになるということでございます。これを受けまして、平成21年度に岩屋小学校の校舎の耐震補強工事の実設計業務委託ということで、三宅建築事務所に対しまして随意契約で、この実施設計の業務委託を発注をさせていただいております。21年度で、この実施設計業務を実施をいたしまして、議員もご承知のように23年度で岩屋小学校の校舎の耐震補強工事ということで、これは入札による業者の決定だというふうにお思ひしておりますけれども、工事を



実施していただいたというふうな、大まかな流れになっているということでございます。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） それこそ随意契約で、実施設計業務が随意契約をなされておる。これはなぜ、そういうふうにせざるを得ないというのか、されたのか、その点を、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） ご質問にお答えします。随意契約ということへのお尋ねだというふうに思います。これまでご説明を申し上げておりますのは、耐震診断を行いますときには、それぞれの旧町で、それぞれの方法によって入札なり見積書を徴収するなりの、入札を行って業者を決定をされているようでございます。それを受けまして、今度、実施設計に移るわけですが、その段階では、やはり耐震診断を行いました業者につきましては、その学校の各構造等をよく周知をしているということが、まず、1点あるというふうに思っております。

それから、耐震診断を行いましたときに、その耐震補強計画というのも一緒に策定を、委託をしているようございまして、それをもって、その審議会といいますか、委員会のほうに、それを諮っておりますので、その耐震計画どおりに行うということになれば、この実施設計の段階では一定、そのこれまでの周知というか、承知している部分がございますので、一から耐震計画を立てなくも、もう既に、その業者は立てておりますので、その分で期間が短縮できるということですか、それから、企業努力もあるんでしょうけれども、一定そういった各診断をした中で、その建物の内容を、よく承知をしておりますので、額的にも一定安いといえますか、低い価格で委託ができる可能性があるというふうなことではないかと、これはあくまで一般的な考えですので、必ずしもそうなるとは限りませんが、そういったことが考えられるのかなというふうには感じております。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 先ほど朝一番に副町長から、きのうの家城議員に対する説明があったということなんです。この町条例の財務規則第6章に、この随意契約が119条に載っております。2項には規定に準じて予定価格を定めなければならないとか、それから、契約権者、これは町なんだろうけれども、随意契約に対するときは次の各号のいずれに該当する場合を除くほか、二人以上ものから見積書を取らなければならないと、このようにされております。いずれかに該当する場合を除くと、その中に（1）契約の目的、または性質により契約の相手方が特定される時。（2）市場価格が一定し、入札に付する必要がない場合。（3）1件の契約金額が20万円未満の部品の購入、または修繕をする時。（4）二人以上から見積書を、これは徴することが適当でないと認められる時と、四つあるわけなんです。この随意契約については、この（1）に当てはまるということで、先ほど副町長が、きのうの家城議員の質問に対する報告の中で、京都府も、いわゆる先ほど説明されたことを、これに当てはめるといいうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 町の財務規則を引用されて、議員のお尋ねの趣旨は地方自治法施行令第167条の2の1項の第何号を適用して随契にしたのかというご質問だと思うんですが、ちょっと申しわ

けありません。第何号を適用して随契にしたのかというのは、ちょっと調べてみますので、お時間がいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） ここで11時5分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時05分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じます。会議を再開いたします。

答弁のほう、堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） すみません。貴重なお時間をいただきまして、岩屋小学校の校舎耐震補強工事の関係の書類が出てまいりましたのでお答えをしたいと思います。

地方自治法の施行令第167条の2、何号に該当するかというお話でございます。これは第6号、すなわち競争入札に付することが不利と認められるとき、これを引用して、適用して随契といたしております。

さらに詳しい理由といたしましては、先ほど教育次長がお答えしましたように耐震診断、それから耐震診断を受けての改修計画を行っておる業者であり、実施設計の手戻り、あるいは、こちら側の意図、意図伝達業務が発生せず、また、経費も安く上がるというようなことを理由といたしております。

3 番（有吉 正） 終わります。

議 長（赤松孝一） 続いて質疑はございませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、決算認定について2回目の質問をさせていただきます。1回目の積み残しの部分から入らせていただきます。過日は監査委員さんの意見書を中心にやらせていただきました。その意見書の最後のページですけれども、与謝野町税等及び公共料金等滞納整理特別対策本部設置要綱ということで、18年に設置されておると思います。町長が責任者で、副が副町長かなというふうに思うんですけれども、まず、このメンバーをお願いいたします。

わからなければ、また、後でもいいです。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今おっしゃいましたように、委員長は町長、副委員長は私であります。あと何人かの課長は、すぐに思い浮かぶんですが、正確にはお答えしたいと思いますので、ちょっとお時間がいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） そして、この監査委員さんの指摘の中では、どう要綱に規定する事項、それで、この組織が存在するにもかかわらず、履行されていない、いわゆる実質的な稼働が見えてないという指摘でありますね。この委員会はどうな格好で税徴収に対して、きょうまで対処されてきたのか、また、今後、この間も言いましたように、今後も大事です。どういう対処をされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 全体的なお話は、私からお答えさせていただきます。細部について漏れがありましたら関係の課長からお答えさせていただきたいと思います。

今、議員がおっしゃいました委員会は、税の滞納を京都地方税機構へ移管するまでの間は年末、年度末に役場の係長以上の職員をもって構成します特別徴収本部といいますか、特別徴収の体制の活動が主であります。地方税機構に滞納を移管するようになってからは、特段開催はいたしておりません。さっき申し上げましたように年末、年度末に係長以上で特別徴収を行っておりますけれども、基本的には税の滞納を解消するがために特別徴収を行っておったということで、その必要がなくなったということで、税金以外の、いわゆる税外についてまで視野を広げて特別徴収をしようという話にはなっておりませんでした。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 過日、2日ですけれども、私、申し上げました。税機構ができて、税機構に滞納分を移管するから庁舎内の徴収努力というのが足らなくなっておれへんかと、それについては、やっぱりいろいろなことを言いましたけれども、困るんだと、やっぱり現年度徴収をするのは、あくまでも与謝野町であり、与謝野町の税務課を中心とした、職員が一体となった徴収方法を講じなければならないということを申し上げました。

今そういう、これだけ監査委員さんの指摘の中で税徴収が出ておるにもかかわらず、町長がおいでたら一番いいんですけれども、副町長のほうからどんなメンバーであったかはわかりませんというような答弁については、私はいささか不穏当というのか、あまりにも責任がなさ過ぎる答弁ではないかなというふうに思います。

ぜひとも今後、しっかりと委員会を開いていただいて対応を検討していただきたいということをお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） まず、1点目のご質問なんですけど、現年度分、すなわち今でありますと平成24年度分の税金の徴収についてでありますけど、議員もご承知いただいていると思うんですが、地方税機構に府内市町村が徴収を委託する方式になりました。少し細かい話になるんですが、じゃあそれぞれ、どのタイミングで地方税機構に移管するかと申しますと、税金には、それぞれ納期があつて分かれたりして、その納期がありますけれども、納期が過ぎまして税法上は一定の20日以内とかいうことで、督促状を出さなければならないという規定がございます。督促状を出して10日過ぎても払っていただかなければ滞納処分ができるということになるんですが、地方税機構に実際に移管しますのは、それぞれの納期が過ぎて税金が入りませんでした。督促状を出します。その後、督促状を出して、しばらくして、もうすぐに移管をいたしますので、役場のほうで現年度分を徴収の取り立てにかかわる時間が、もう物理的にほとんどないというのが実態であります。納期限までに督促をするわけにいきませんし、納期限を過ぎた時点で督促を出します。これが最初のかかわりですけども、その後しばらくしますと、もう地方税機構に移管しますので、移管した後、役場の税務課も地方税機構も同じ滞納者に折衝をしますと、簡単に申し上げますと、どこか話をしたらいいんだということで、滞納者の方、納税者の方の戸惑いが発生すること。それから、地方税機構としての徴収に支障があるということで、現在では現年度分についてはほとんど徴収についてかかわりができていないという状況であります。ただ、夜間納税窓口を開いたり、そういった格好では滞納相談とかいうことはさせていただいております。

それから、先ほどの委員会、対策本部ですけども、お答えしましたように、この間は開催でき

ておりません。それは税の徴収が主な業務であったということもあるんですが、開催はされておられません。この間、監査委員さんからは財政が非常に厳しい中で貴重な自主財源の一つである税についてもそうですし、税外についても徴収、それから徴収の体制が不十分であるということは厳しく何度も何度も指摘をいただいております。月例監査のたびに、いわゆる公共料金、各種公共料金の徴収状況、それから、その1カ月間で、どの程度入って、まだ幾ら残っているのかということ詳しくデータをお示しして監査を受けておりました。にもかかわらず、なかなか実行ある徴収ができていないということで、せんだっても申し上げましたけれども、現在、税務課長と会計室長が中心になりまして税外の、それから各種公共料金、税外の徴収について体制を今、構築しようということでやっております。

ただ、その税外を幅広く対象とする場合には、例えば2年間で時効を迎える公共料金もあれば、税金のように5年間時効があるものもあれば、さらに差し押さえができる、いわゆる自力執行権がある公共料金もあれば、裁判所へ提訴して、裁判所の判決をいただかなければ手が下せないという公共料金もあります。こういう中で税外の公共料金を幅広く役場全体で名寄せをしながら職員が徴収に回るということについて、現在、税務課会計室が中心になって検討をしてくれております。滞納繰越、未収金の対応が不十分であるということ、この間、ずっと議会でご指摘をいただいておりますので、ゆっくりとしておるつもりはないんですが、個人情報保護の絡みがあったりして、なかなか一筋縄ではいかないんで、今ちょっと時間がかかっていますけども、今年度中には一定の姿を立ち上げて、まず、一步踏み出していきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 設置要綱に基づきまして、近年、行動ができていないということでありまして、今、副町長から一部答弁がありましたんですけども、その補足的に事務局をやっておりますので申し上げたいというふうに思っております。ちょっと設置要綱が手元にないんですけども、専門部会というのが設置要綱の中に設置するようになっております。専門部会の部会長が会計室長で、副部会長が私ということになっておりまして、その専門部会を、去る8月23日に開かせていただいております。これにつきましては、設置要綱でうたっています部会員以外にも料金を、税外収入を扱っておる課の職員、担当者を全部集めさせていただきました。今、副町長が申しましたように個々の担当、例えば税とか料とかの部分では担当と、担当課のところでは、その額は把握されておると思うんですけども、その全体像を把握すべく、今、動いております。

年度内に、その把握をさせていただいて、一定程度、催告といいましょうか、電話とか文書の催告のほうは実施できるようなめどをつけていきたいというふうに思っております。それと、この専門部会につきましては、次回を10月下旬ぐらいには開催しようと思っております。その中には以前、ちょっと触れたかもわからないんですけども税機構に派遣されておりました職員が帰ってきておりますので、税外収入であまり徴収の事務がふなれな者もおりますので、その職員のほうから滞納整理の実務研修ということで専門部会の中で研修会を開いていく今、予定をしております。

議長（赤松孝一） 飯澤会計室長。

会計室長（飯澤嘉代子） 失礼いたします。補足の補足という形になりますが、手元に要綱がございますので、組織について補足をさせていただきます。正式名称、与謝野町徴税等及び公共料金等滞納

整理特別対策本部ということでございまして、本部長には町長、副本部長には副町長、ほか本部員としまして会計管理者、総務課長、税務課長、福祉課長、保健課長、建設課長、水道課長、下水道課長が本部員となっております、その下に本部員をもって専門部会を組織するという事になっております。

先ほど税務課長のほうから報告がございましたのは、この専門部会の分でございます。現在、その専門部会で検討しておりますのは、まず、この本部の目的としまして三つございまして、徴収率の向上を図ること、滞納額の解消に努めること、その他納税等の公平性確保と財政健全化に必要な事項ということになっております。税機構ができませんで、実際に動いておりましたのは、税を対象としてのみ動いておりました。監査委員さんからのご指摘にもありますように、税以外のものに動きがないと、努力が足りないというご指摘をいただきまして、実際には、ことしの3月当たりから準備を進めておりました。まず、問題点としまして、ここに上げております本部員が全課長ではございません。公共料金を持ってありますところ、これ以外にも課としてございますので、そういったあたり全ての課が集結できるような形を整え直す、その必要がございますので、それも含めまして、大まかな目的として税以外の徴収について、担当課だけで単独で行うのではなく、町全体で対応していこうということ、それから、滞納分だけでなく、現年度も含め、税及び税外収入につきまして、全体の徴収率をアップしていくための取り組みということを念頭に置いて活動していく予定でおります。

これにつきまして、先ほど申しましたように、既に1回、会議を持ってありますが、10月内に第2回目を予定しております、具体的な活動に向けて準備を進めているところでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 私も、この質問だけで終わりたくないんで、ほかの質問もしたいのであれですけど、基本的に、私が先ほどから何回も言っています、現年度分の徴収をどうするか、現年度分の中には時効2年の分もあり、5年の分もあり、先ほど答弁もありましたわね。そういうのを、やっぱり、それから税のように対価のない税、それから、あとは利用料、対価がある部分、この辺はやっぱりしっかりと、この会議の中で整理をしながら、この使用料については、こういう対応をする。この税については、こういう対応をする。そういうのをしっかり決めながら当然、滞納分もですけども、現年度分をいかにたくさん収受できるかと、それで前にも言いました。どうしても取れないところを取れと私は言うておりません。やっぱり取れるところをしっかりと取れる方法を、しっかり考えていただきたいと、対価があるのに滞納が残っておる。住宅でも水道でもそうです。その辺はやっぱり一考すべきではないかというようなことを、この会議の中でやっていただきたいと、今、飯澤室長のほうからありました。率をどうして上げるか、滞納をどうして減らすか、この項目もあるんですね。やっぱりそのことをしっかりやっていただいておりますか、そして今は一応、私が質問しておりますけれども、先ほども言いましたように監査委員さんの指摘の中で、どう要綱に規定する事項が履行されていないという指摘ですよ。これは2日の日にも申し上げましたけれども、重く受けとめて実行をしていただきたいということを改めて申し上げておいて、この質問については終わります。

次に、先ほど室長、出てきてくれました。この監査委員さんの報告の中で、その要綱のこの後で、結局、多額の各種基金を有し、繰りかえ運用にも有効に活用されている。一時借入金がない

いのは財政指数上も大きいと、ほめ言葉が監査委員さんからめずらしく出ております。そこでまず、最初にお尋ねするのは、こうして滞納がある、いろんなことが起きてくる、恐らく会計室とされても、いわゆる予算の中で、この分はいつごろ入ってくる、この分はこれだけ入ってくるということをされながら、結局、資金運用を与謝野町の大蔵省としてやっておられると思うんですが、こうして収納率が悪くなると、下がっておるということに対して、会計室として、どういう考え方で今後、進めようとされておるのか、お尋ねをまずいたします。

議長（赤松孝一） 飯澤会計室長。

会計室長（飯澤嘉代子） ただいまのご質問の中に税ほかの収納率の低下についてというところがございましたので、この部分につきましては、先ほど申しましたような全体の徴収率をアップしていくしかないというふうに考えておりますし、それが例えば100%入ってまいりしたとしましても、この税ですとかいった収納につきましては定期的にししか入ってこないものであります。歳入は、そういった定期的に入ってくるもの、年度末にししか入ってこないものというものがございますので、それに対して歳出のほうは年度当初に全額配当となります。なので定期的に出ていくものに加えまして大きな金額の支出が不定期に登場いたします。その結果としまして、年度途中で現金不足ということになりますので、その時点で先ほど一時借入れ、繰りかえ運用という言葉が出てきましたけれども、そういった現金不足になりましたときには、どちらが町にとって現金的にといたしますか、経済的に有利であるかということを考え合わせながら一時借入れか繰りかえ運用かというところで、その都度、試算をいたしまして町に有利な方向で運用をしていきたいと考えております。

あとは、とりあえず町がいただけるものは、できるだけ100%、早い時期にきっちりといたいていくという努力をするということと考えております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 大変ご苦労さんです。大変財政の厳しい中でのやりくりを一生懸命やっていたいておるということで、ありがたく思っておりますが、私たちには今、社会情勢の中で、あまり詳しく入ってこない、会計室なり、企画財政のほうではしっかりと入ってきておるんだろうと思うんでちょっとお尋ねしたいんですが、今、国で赤字国債発行法案がいろいろと取りざたされております。現段階では、いつ成立するかわからないというのが、私の知る範囲の情報ですが、今、どういうようになっていくのか、もし情報があれば、どこまでつかんでおられるのか、お知らせ願いたいのと、それから、あと一つは、もし赤字国際法案が成立しなければ、交付税が遅くなるというのか、そういう状態が起きてくると思うんですけれども、会計室長としては、どういう情報を捕まえ、そして、どういう対応をしようとされておるのか、お尋ねをしておきます。

議長（赤松孝一） 飯澤会計室長。

会計室長（飯澤嘉代子） とても難しいご質問なので、どこまで答えられるかです。前回、交付税が遅くなるのではという情報が流れましたときには、国のほうから府においてくる情報が即座に町のほうにもやっまいりまして、企画財政課から会計室のほうにも速やかに連絡をいただいております。その時点では、金額的に、もうその分をいただかないと現金が不足する状態に陥ってまいりましたので、もうその時点で一応、その基金の繰りかえの準備はできておりました。ただ、結果的に間に合う形で交付税をいただくことができましたので、今回の場合は、その交付税によって賄

うことができました。今後につきましても国からの情報、京都府からの情報、アンテナを張りまして早い時期に手に入れて、手おくれにならないような対応をしていきたいと考えております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） ここでも書いてあるように、一借りなしに済ませておるとことは立派なことやと思いますし、副町長なり企画財政課長としっかりと情報を収受しながら、できるだけ一借りがなしに済ませれば、それにこしたことはありませんので、よろしく対応をお願いしておきます。

次に、財産の中で野田川の町民グラウンドが出ております。野田川の町民グラウンドについては、6月のときに質問をいたしますよということの予告もしておりましたので質問させていただきます。

まず、結局、先取特権という、いわゆる抵当権、あの土地には抵当権が入っておるわけですが、それに優先する抵当権となるのか、どういう言葉が正しいのかわかりませんが、野田川町時代には先取特権というのをつけられました。その先取特権の金額と、それから先取特権というのが、どこまで権利があるのか、権利ですね、抵当権であれば、当然、抵当権という強い権利があるわけですが、先取特権というのは、どういうものなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それで、皆さんには申し上げておきますけれども、この件については台風23号、平成16年の23号があったときに、我が町の土地ではなしに、個人の土地がずれてきて、野田川グラウンドの周回道路が通れなくなりました。そして、相手の方が修繕をする、災害復旧をする能力がなくて、町が代替執行をいたしました。その金額がはっきりした金額を聞かせていただくわけですが、私がちらっと覚えておるのは3,000万円程度であったかなというふうに思っておりますので、その説明を求めていますので、ご理解をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 資料配付がありますので、ちょっと休憩します。

（休憩 午前11時34分）

（再開 午前11時35分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じます。

浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えしたいと思います。この野田川町民グラウンドの北側法面崩壊に関することにつきましては、早くからご質問の予告を受けておりましたので、今回、この機会をいただきまして資料を配付し、議員の皆様にもご認識をいただきたいということで今回、準備をさせていただきました。

この間、私どもももう一度、過去の経緯を振り返ってみて、また、現在の弁護士にも見解を伺ったりということで進めてまいっております。お手元に経過を簡単にまとめさせていただいております。経緯だけ読み上げさせていただきますと、平成11年に与謝野町として合併する以前の旧野田川町時代に町外の民間会社、善河商事有限会社でございますが、町民グラウンドの北側にあります自社所有地を違法に開発したことにより、その開発法面の崩壊によって町が管理します町道や町民グラウンドの使用に影響が出たため、当時の野田川町が行政代執行による復旧工事等を業者になりかわって実施した経緯があります。その復旧代金等、これは3,000万円、実際、工事が終わりました後は実績額は2,706万6,900円でございます。を業者が開発を行っ

た土地に先取特権として登記、平成17年5月30日にいたしております。その後、会社は解散をしており、新町になりました以降は、町からの請求行為は行っていないという状況でございます。この下に経過を時系列で書かせていただいております、事の起こりましたのが平成11年でございます。一番下の工事を終わらして、町道及びグラウンドを解放しましたのが平成18年、ちょうど合併の年の7月でございます。したがって、7年越しのことであつたわけですけれども、この間、町道の通行制限を5年7カ月、それから、町民グラウンドのワンコートの使用制限を1年8カ月行っておりまして、町民運動会が開催をできなかった年もあつたというようなことでございます。

平成16年11月に善河商事のほうに野田川町の顧問弁護士でありました岡田弁護士から通知書を送りまして、いわゆる自社が対応していただけないなら不動産、先取特権として土地に登記をする方法を検討しているという旨を通知して、それ以後、平成17年2月2日に提訴をいたしております。以後、3回公判がございまして、3回目の公判で和解をいたしております。それを受けて17年5月30日に同土地に不動産工事先取特権保存登記をいたしております。その内容は、ここに書いておりますとおりでございます。それを経て町が工事を行い、合併の年、平成18年7月7日に工事を竣工し、開放をしたと、こういう経緯でございます。

そこで、この先取特権、不動産工事先取特権というのは、どういうものかということでございますが、先取特権者、つまり町でございます、は、その債務者、つまり善河商事でございます。債務者の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受けることができる権利ということでございます。その効力を保存するためには、工事を始める前に、その費用の予算額を登記しなければならないということがございますので、工事をする前に和解をして先取特権の登記をして、法面を修復する工事を町が行つたということでございます。

今、申し上げましたように、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受けることができるということでございますので、この土地には、これよりも早く、平成11年に町内の金融機関の抵当権が設定してございました。したがって、それは今も残っているわけですけれども、それに先立って、この先取特権が優先するということが1点ございます。

それから、この先取特権を設定したことで、その抹消をしたいときが来ない限り、ずっと永久に、この権利が継続されるということを当時の弁護士からお聞きをしておりましたので、その先取特権の登記をもって以後、請求行為をなすことはしなかつたわけでございますが、ここで今の与謝野町の顧問弁護士、置田弁護士にお聞きをして確認をしましたところ、若干見解が異なつていたということがございます。

私どもとしては、この先取特権の登記をもって永久に、この権利は消滅しないというふうに思つておりましたが、通常の行政代執行の支払い請求権の時効は3年から5年ということをお聞きをし、その上で、いやいや和解をしているということをお聞きを申し上げ、和解をしている場合であれば、支払い請求権の時効は10年間となるということございまして、登記をしましたのが平成17年でございますので、以後10年間、27年まで現在でも、この先取特権の権利が、時効は成立していないということですので、権利が残っているということでございます。議員ご指摘の経緯と先取特権の持つ意味と、それから、その権利の状況というのは以上でございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。



1 3 番（井田義之） 今、明細をもらいまして、経過の明細をもらいまして聞いておったんですが、まだわからない部分が多々あります。なかなか飲み込めない部分があるんですけども、我々も、その岡田弁護士に相談されたということで和解議案、それから補正予算、それから工事請負、この3件が一括のような格好で議会に提案されて、恐らく野田川町議会では全員じゃなかったかなと思うんですけど、賛成して進めてきた経過があると思うんですが、まず一つ、私のあれとちよっとあれなのは、先取特権には時効がないというふうに、私自身は頭の中で思っておったんです。ところが今、課長の話では10年と、それも17年から27年ということで、もう27年というたら、もうそこに見えとるわけですね。この先取特権がないということ、それで27年度までにどうするかということなのかということ。それから、この先取特権というのは権利として決算書、決算書の中には一切計上をしなくてもよいと、計上。抵当権の設定というのは、どこかで結局、決算参考資料か何かそういうものを載せなくてもいいということなのか。権利はあるけれども、我々の前にも何ら、その権利のあれがわからないわけですね。その辺のところはどういうように対処をされてきておるのか、法的にはどうなっておるのか、わかる範囲でお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。10年間ということですので、平成27年までに何らかの処理を行う必要があろうかと思えます。したがって、近に置田弁護士にお出会いをしまして、その善後策を協議をしていきたいというふうに思っております。それによって、対応を考えていきたいということがございます。

それから、決算書に何らかの表記をすべきではないかということですが、そのことが正直、今まで考えたことがございませんでした。ほかにも同種のものがあるのかどうかということも含めまして、一度内部で検討させていただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 内部でなく、権利の主張についてどうなるのかというか、弁護士さんに相談していただいたらありがたいなというふうに申し上げておきます。

それから、あそこの面積ですけども、面積は何平米あるのかお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。当該地の住所は幾地小字角外、「角」という字と「外」という字でございます。角外、飛車角の角です。外、「すみがい」と読みます。幾地小字角外10番の1、地目は山林で面積は1,218平米でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） その1,218平米というのは、かなり狭いですね、法面があって有効面積というのはもっと狭くなる。ここでもう一つの我々、町よりも先に抵当権を2,000万円設定されておるところありますね。そして、今、言うておるように3,000万円ほどの金額を先取特権でつけたわけですね、ということは5,000万円で売れば両方が取れるということですね。

その抵当権よりも、うちが先に優先して取れるというのもあるわけですけども、そんなもん、とてもやないけど売れる状態ではないの違うかなと、そんなこと悪いほうに言わんでもいいんですけども、思うわけですけども。登記簿謄本とかを私が質問するという予告しましたのは

6月、その後、登記簿謄本あたりを取られましたか、どんな状態になっておるのか。

それから、先ほどちらつと言われましたけれども、善河商事そのものは、もう完全にどうなのか。それで、誰の名義になっておるのか、その辺は調査をされたのかどうかお尋ねをします。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 6月議会の際に、ご質問の予告を受けておりましたので、早速、6月19日に当該地の謄本を取っております。その中で確認をいたしましたのは、今、おっしゃいました金融機関の根抵当権の設定でございますが、平成11年に3,300万円の極度額で設定をされております。以後、平成17年に、当方において不動産工事先取特権保存登記を行っております。これが工事費用予算額3,000万円ということでございます。したがって、議員、今、2,000万円というふうに言われましたが3,300万円の金融機関の設定が早くにされているということでございます。

それから、ご質問なんですか。

1 3 番（井田義之） あとは、登記簿謄本。

企画財政課長（浪江 学） 登記簿謄本を議員から質問の予告を受けました後の6月19日に。

1 3 番（井田義之） これ地主は誰になつとん。所有者は誰。

企画財政課長（浪江 学） 6月19日に取りまして、この所有者は京都府中郡大宮町字善王寺の善河商事有限会社でございます。ただ、同時に、この会社は解散をしているのではないかとことから、会社の登記も同時に取らせていただきましたら、平成17年11月30日に社員総会の決議によって解散をされているということでございます。その清算人の代表は、当時の社長であった方で、今もおられるということでございます。以上で、よろしかったですか。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 代替執行というのか、いわゆる先取特権という格好でやっておるわけですがけれども、今の法律の中では、私がちょっと聞いたところでは、返済義務はないんだと、その本人さんにはというような話も聞いたんですけど、実際に、この田中正己さんは与謝野町に対する、何か商売を起こしてやっておられても、返済義務がないということが、私が聞いたのが事実かどうか、その辺はわかりますか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今、申されました方が清算人でございますけれども、私どもの認識としては、支払い能力は別として、支払い義務は、この先取特権について申し上げましたらあるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 27年までに解決をするということであれば、私はもうできれば町の財産になって、あそこに町民グラウンドの駐車場でもできればなというふうに思うわけですがけれども、あまりにも、あとのというんか、うちよりも先に抵当権を設定された方が3,300万円と、多いわけですね。なかなか売れることもできんのやろうけど、そういうところとも話をしながら一連のというんか、一連のというよりも、最終的な結論を出すようなことも弁護士さんと相談されながらやっていただけるのありがたいかなというふうに思います。

時効がきてしまつたら、どないもならんようになるわけですね。もう完全に3,000万円ほど

の金額が捨て金になってしまうというふうに思うわけですがけれども、それに対する、今後のこういう格好でやろうというのがあれば、再度、最終的な決断をお聞かせ願いたいと思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。時効が到来する平成27年までに解決をし切るということよりも、10年間で時効が消滅します。時効になりますので、それまでに何らかの対応を、まずしておくということが必要だということを弁護士からはお聞きをしております、裁判所に何らかの申し立てをするような方法によって、時効をとりあえず延ばすとか、それから何らかの方法で回収する手だてがないのか、そういったところをご指導を仰ぎたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 私たち野田川のときには、工事の仕事の代行をするぐらいの軽い気持ちでございましたので、ぜひともいい方向で結論ができますように、よろしく願いして質問を終わります。

議長（赤松孝一） ここで、お昼の休憩といたします。13時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時30分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

質疑を続行します。質疑ございませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、平成23年度の一般会計の決算につきまして、2回目の質問に入らせていただきます。

まず最初に、決算書の65ページですか、総務課と思いますけども、中ほどに職員研修事業ということで81万6,920円計上してあります、載っております。この旅費が、特別旅費という形で64万4,000円ほど載っておるんですが、いわゆる委託料も含めましての内容、どういったことなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 小林議員のご質問にお答えしたいと思います。今、これの旅費の内訳ということですけども、市町村の振興協会というところに、各府下の自治体が共同で研修をいたしております。日ごろから申し上げておりますけども、一般的な、実務的な研修、それから問題解決だとか、コンプライアンスだとか意識改革、行動変容とか、こういったいろいろ研修科目を設けております。そうした中で、いつも議員さんが行かれます研修も、委員長研修、広報研修、これらも含めて、ここから経費として支出をいたしております。そうした内容で、旅費ということで支出をさせていただいておりますので、振興協会でございますので、受験料とかいうのは要らないわけですけども、そういった内容の研修となっております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

11番（小林庸夫） 議員研修の委員長さんの分も入っているということですか。そうですか。

いや64万円ということ、旅費ということになりますと、かなりの高額だなあとあって、どうい、いわゆる1泊されるとか、そういうようなことかなと思ったんですけども、ほとんどなしに、日帰りのことですか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ちょっと申し上げますか。今、申し上げましたのは、職員もですけども、議会の委員長研修、それから広報研修、事務局の職員の研修もあります、そういったものも含めた経費を、経費と申しますが、これは京都までの旅費になってくると思います。そういった経費を旅費でございますので、ここから支出をさせていただいております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） いやいや。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ちょっと今、訂正をさせていただきます。議会分は議会費から支出しております。支出しております、私が申し上げたかったのは、これと職員研修分の旅費の9割を、また振興協会から歳入で受け入れているということでございます。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ちょっとそういう、上納金の分もあるというように理解させてもらったらいいわけですね。そのほか委託料ということにつきましては、これはどういうところに委託なさっておられることなんですか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これは職員がですね、メンタルヘルス研修ということを行いました。これに対する講師先生の委託料ということでございます。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） せんだっての一般質問でも、一般質問でしたか、副町長にもお願いしておりましたけども、いわゆる職員さんの研修費用に、ぜひ力を入れていただきたいと、このように思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、決算書81ページの、これ企画財政かと思えますけども、大名行列の継承基金積立金というのがございますが、これは今後、どのようにお考えなのか。毎年、今までは200万円ずつ積み立てされておったと思えますけども、町の今後の財政上のこともかんがみて、どのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。昨年、10年ぶりに合併5周年も記念して、大名行列を実施いたしました。この実施をするに向けまして、合併時からの基金を積んできております。合併した時点で1,200万円の基金がございました。これに平成18年から21年度までの4年間、200万円ずつ積み立てを行いまして800万円増加し2,000万円の基金があったということでございます。これを使わせていただきまして、昨年、大名行列を実施し約1,300万円の経費を使用させていただいております、この基金から1,300万円取り崩しをし、現在700万円程度が残っているということでございます。

この大名行列を終わりました、今後の関係につきましては、大名行列保存会の皆様を中心に、今後どのようにしていくかを、ただいま検討をさせていただいております、そのご意向を伺って、町としても対応をしていきたいというふうに思っておりますので、そのご意向が固まるまで、例えば、この24年度の当初予算にも200万円は計上させていただいていないところでござい

して、方針が固まり次第、それに基づいた形の対応をしていきたいということでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 昨年は、今、課長のご報告がございましたように、非常に天候にも恵まれまして、すばらしいお祭りがとり行われたというように思っております。本当に大きな祭典でございまして、経費的にも多額な資金がかかるというようなことでございますので、今後のことにつきましては、やはり保存会の方々、あるいは町側もやはり財政的な面も考慮されまして、お互いの歩み寄りというんですか、そういった形のことでお示しいただけたらと、このように思います。

それから、次に決算書の173ページの、これは商工観光課長かと思えますけども、観光振興事業ということで、観光振興事業委託料ということで220万円決算で上がってますけども、この観光振興事業委託料と申しますのは、どこの団体と申しますか、どこに委託されたのか、どういった内容のこのなのか、お尋ねをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。この部分でございますが、ふるさと雇用再生特別事業、緊急雇用の部分での観光振興事業ということでございまして、観光協会に対しましての観光振興事業にかかります補助金220万円でございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 観光協会ということですか。これは単年度の、この平成23年度きりということで理解させてもらったらいいわけですか、単年度事業という形で。そうですね、国からの補助によってなされたという形で。言うなれば人件費だというように解釈させてもらってもいいわけですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。ほぼ人件費、約7割が人件費でございまして、一部消耗品といますか、その部分も若干ございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 私も観光協会のことは詳しく存じ上げないわけですが、いろいろと委員会の方からも聞くんですが、いわゆる明解なというんですか、そういった経理状況のことも小耳に挟むわけですが、そういったご指導もあわせて一つお願いしたいと、このように思います。

それから、次は決算書の236ページ、道路建設改良費という形で建設課長にお尋ねするんですが、今、岩屋川道路あたりが工事が進捗中でございますが、新しく道路建設されるに当たりまして、この入り口と出口、道路のね。いわゆる入り口といいますのは四辻のインテリアイケダさんのところですか、あそこからつながる道路になると思うんですが、せっかくつくられる道路なら、大型車がスムーズに曲がるような、そういった道路行政というようなことが、せっかくつくられるのであれば、そういう構想のもとに道路の建設がなされたほうがいいんじゃないかと、今のところでは岩屋の、いわゆる宮津養父線に交錯するところにしましても、少しあそこはY字路になってますし、角度的にアールの部分も取っておりますけども、大型車が曲がる場合にやはりちょっと不自由する、そんなようなことを指摘をお聞きしたわけですが、道路建設に普通の乗用車については別段どうこうもないんですけども、せっかく今の宮津養父線の補充の何かあった場合のフォローする道路ということで建設されておると思うんですが、そういった意味合いからしま

しても、できたらそういう出口と入り口の大型車が回るような、そういったお考えでの設計というようなことが、これからは必要ではないかと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。道路の接続の部分につきましては、警察、いわゆる公安委員会のほうとの協議がございまして、それに基づきましてラインの選定だとか、あるいはどの部分に横断歩道をつくるだとか、そういった協議をさせていただいて本線を考えていくというふうになっておりますので、今回、今の宮津養父線のタッチする部分だとか、そういう部分につきましては、事前に警察のほうと協議をさせていただいておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） これは今の道路じゃなしに、きょう現在、一つの町道としてあります道路にしましても、そういった箇所が野田川地区なんかは、殊に目につくわけございまして、非常に家も建っております、すぐすぐそういったことが解消できると思いませんけども、できましたら、そういった大きなアールをとっていただくというような道路行政に、これは民ではできませんし、やはり行政の立場として、そういう展望のもとに新設なり改良なりがお世話にできたらと、このように希望するものでございます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 先ほど申し上げましたように、幹線道路の部分につきましては、そういうふうな、いわゆる道路構造令というふうなものがございまして、そういったことと、それから先ほど申し上げましたような、公安委員会との協議に基づきまして、いわゆる接続道路との、そういった部分につきましては協議をさせていただいております。

それから、今、申されましたように、いわゆる今、既設のある部分、いわゆる小さい道路の部分というふうなことだろうというふうに思っておりますけれども、そういったところにつきましては、なかなか今、議員おっしゃいましたように、家が建て込んでおるだとか、あるいは一定、そういうふうな部分ができないというふうな箇所もございまして、その辺につきましては、カーブミラーをつけるだとか、そういったような格好で、本来でしたら、そのように今、おっしゃったようなことがベターだというふうに思っておりますけれども、なかなかそういうふうな箇所ができないという場合もございまして、その部分につきましては、先ほど申し上げましたようなカーブミラーを設置するだとか、いわゆる視認性を確保をするというふうなことからしておりますので、今後ともまた、地域のほうにもそういったことにつきまして、ご協力がいただきたいというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） このことにつきましても、以前、合併する前ですけども旧野田川町時代に幾地に、今は第一中岡という住宅地になってますけども、あそこに工業団地というんですか、一部ありますけども、奈良のほうの靴下屋さんがおみえになっておられまして、たまたま観光バスで、社員を連れてこられて、あの信号のところで雨の中とまって左折ができないという形で、私は、そのバスの裏におったもんですから、ガイドさんがこっちへ曲がれないですかということをお尋ねになって、ちょっとこれは無理違いますかって、結局、バスからみんな歩いて行かれたんですけども、

そういったような形で、せっかく企業誘致的なことに計画も、行政もしていただいたことがありましても、そういったことで支障が、ちょっと大変だなというようなことで、私は一つの、取りやめになった一つの原因にも、一つもあるんじゃないかなと、そういうふうな理解をしております、できるなら大型車がスムーズに曲がりやすいような、そういった道路行政というような形のことがぜひお願いしたいと、このように思う次第でございます。

それから、決算書の282ページの教育振興費という形で、きょう教育長さんお休みですし、教育次長さんにちょっとお尋ねするんですが、以前も質問したことがあるんですが、平成18年12月に伝統を継承して、新しい文化の創造理念とする新教育基本法というものが制定されて、中学校の家庭科に和装教育の導入の指針というのが示されておるといってございませう。全国の市町村教育委員会に対して、この必須化の要望書が和装教育国民推進会議というところから配布されとると思っておりますけれども、この今の町内の、そういう和装に関する取り組みというのは、中学校でどのようになさっておられるのか、ちょっと現状をお聞きしたいと思っております。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをいたします。中学校での和装教育の取り組みのお尋ねだというふうに思っております。議員さんおっしゃいますように、中学校の関係で、おっしゃったように伝統とか文化なんかを継承するための取り組みということで改訂がなされて、和装教育も教育というか、授業の中に一定、取り組みというふうなことが決められたということでございます。これを受けまして、与謝野町のほうでは必須ということではあるんですけども、やはり担当の先生方の思いもございまして、これをどういったことに活用、授業を展開していくのかというのは、その先生の思いもございまして、例えば、浴衣の着つけといたしますか、和裁といたしますか、そういったことを取り入れたりと。それから、そういうことではなくて、授業の中で和装というものに触れるための、これまでの経過とか、そういったことを授業されるというケースもあると思っております。

最近では、そういったこともございまして、町内の和装の業を営まれている業者の方も、教育委員会のほうを尋ねていただきまして、協力できることがあれば学校のほうに出向いて協力をさせてもらうというふうな申し出もいただいております、そのことにつきましては校舎長会でも、そういう申し出があるので、授業の中でぜひ活用いただけたらいいところがあれば、活用していただきたいということは学校のほうにはお伝えをさせていただいております。

そういったことで、日本のよき伝統といたしますか、和装の火を絶やさないとすることが趣旨だというふうに思っておりますので、今後とも学校の教育の中に、そういったことが受け継がれていけるような教育が組み込めればなというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 学校の先生によってというようなことではございますが、具体的に取組まれておられるんですか、まだの状況ですか、どういうことですか。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 具体的に取組みは、まだ、具体的な取組みとして、こういうことがなされますというところは個々にはお伺いしてませんが、夏なんかは浴衣ということがありますので、

そういった取り組みもしていただけるのではないかなというふうには思っておりますけど、今のところは個々に、こういうことを主体にやりますということはまだ聞いておりません。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 全国和装教育通信という新聞が、その団体から発行されておまして、全国各地の取り組み状況が出ておるんですが、次長が申されましたように、浴衣の着つけとか、簡単なことから実地訓練を、実地の教育をなさっておられるという形で、日本人としての一つの心のね、DNAというものの伝承という形、今、話は変わりますが、ああいった尖閣だとか竹島だとか、いろいろ国対国との非常にトラブルがちょっとね、エキサイトしつつありますけども、やはり日本人には日本人のよさというものが、やはりどこに行ってもやっぱりあると思っております、一つのそういったことが、ともすれば最近は大火になってきていますけども、そういう日本人的ないいものを伝承するということの教育というんですか、家庭でできないもののわずかな時間でも学校で一つそういう時間帯を設けていただくということ、ましてや、またこの土地は織物業できょうまで長い間、地域の産業なり、そういったことを支えてきた土地柄でもございますし、ぜひ先生方に、そういったご指導をですね、一つ熱意を込めてご指導をお願いしていただきたいと、このようには思っております。

教育長、おみえではございませんけども、次長のちょっと思いを聞かせてください。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 和装教育というのは、教育の過程の中にも何時間が組み入れるというふうなことにもなるといふふうに思っておりますので、そのやり方は個々の先生によっては、また発想が変わってくるかもわかりませんが、議員さんが今おっしゃいましたような思いは、また事あるごとに伝えさせていただければと思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それから、次にかわりまして、決算書の69ページの一番下のほうに書いてあります19節の負補交の補助金で、暁星教育振興会補助金というのが9万円、わずかでございますけども計上してありますけども、この暁星教育振興会補助金というのは、これは暁星高校に対してのことでございますか、ちょっとその、こういった補助金があるということのいきさつなり、経緯なりというんですか、そういうことがお聞きできたらと思う次第です。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 小林議員のご質問にお答えをいたします。69ページの暁星教育振興会補助金ということになっております。これは、今おっしゃいましたように、暁星高校への補助金でございます。暁星高校につきましては京丹後市、宮津市、それから与謝野町ほか、いろんなところから通学をされております。そういったことで、教育というのか、暁星高校への教育補助金ということで、振興会のほうに補助金を出させていただいております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） この近辺の各自治体の負担というような理解をさせてもらったらいいわけですね。それと、この負補交につきまして、一つ各課それぞれ補助金でありますとか、交付金でありますとか、19節の、いろいろとございますね、この支給されました財源の内訳、これは予算のときにはちょっとうたってあるとは思いますが、決算書を見ましても、いろいろと各補助金



なり交付金なりというのが、かなり少ない課もございますし、農林課あたりはたくさんあるよう  
でございますけども、いわゆる財源の、どこから出た、国とか府とか、あるいは一般財源からな  
さったとか、そういったことがわかりましたら、お手数かけますけども、後日で結構ですから、  
そういった資料がまとめていただくことができましたらと思うんですが、これはどなたが責任者  
ですか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 各課にわたる予算になりますので、私のほうからお答えをさせていただきます  
す。決算で負担金として計上しているものについて、その全ての内訳ということでございませ  
うか。

1 1 番（小林庸夫） 19節の負担金補助金、どこの項目も。

企画財政課長（浪江 学） 各課全課にわたってということでしょうか。ちょっと、その数字的にはまと  
めておりませんので、しばらく時間をいただきまして何らかの形でお示しできたらと思ってお  
ります。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 非常にお手数かけますけども、負補交の欄をいろいろと見せていただきますと、  
かなりの金額にのぼっております。

先ほど申しましたように、国でありますとか、京都府でありますとか、そういったとこのを、  
そのまま転用なさっておられる部門もあるでしょうし。あるいはまた、町単独の一般財源からの、  
そういった補助金もあると思っておりますので、そういった一つの色分けと申しますか、そうい  
ったことを知りたいと思ひまして質問したようなことでございます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） ちょっと確認をさせていただいておきたいと思うんですが、19節の中には  
負担金と補助金とございますけれども、負担金に絞らせていただくということでよろしいでしょ  
うか。

補助金となりますと、これはもう大分、複雑多岐にわたりまして、ちょっと出しにくいかなと  
いう思いがございます。できましたら、負担金に絞らせていただけたらと思ひますが、負担金の  
場合は一般財源が、ほとんど多いんじゃないかなというふうには感じます。ただ、集計しており  
ませんので、それはちょっと作業させていただいて、負担金について財源がお示しできたらと思  
っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 一番知りたいのは、一般財源からどの程度されておるのかということを知りたい  
ということでございますので、課長のご答弁で進めていただけたらと思ひます。その中の交付金  
もありましたら、交付金というのもあったら、一般財源でございましたら、あわせてお知らせい  
ただきたいと思ひます。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑ございませんか。

1 7 番、今田議員。

1 7 番（今田博文） それでは、決算について2回目になります。質問をさせていただきたいという  
ふうに思っております。

企画財政課長に伺います。ちょっと財政のことが、あと2点ほど、質問できませんでしたので質問します。経常収支比率です。これは財政の弾力性を見る、この数値だというふうに思っております。これが100を超えると、非常に借金をしなければ経常経費、どうしても要るお金が賸っていけないと、こういうことだろうというふうに思っております。都道府県が80、それから市町村は75が望ましいと、適当だという総務省の一つの方針というのが出ております。この数値を出す場合に、分母と分子があります。この分母の中に経常一般財源と減収補填債ですね、これを足す。

それから、もう一つは臨時財政対策債、これをプラスして割り返すと、こういう図式になります。この臨時財政対策債というのは借金です、赤字地方債ですね。いわゆるこれが入ることによって、経常収支比率というのは下がってくるんですね。これを、借金を抜いた経常収支比率というのはどうなるかということを見ておくべきだというふうに思っておりますけれども、財政では、そこをどのように分析されておられますか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。経常収支比率は、お示ししております数値で87%というところでございますが、今、議員ご指摘のように、これは分母に臨時財政対策債を含めた値で計算をして87%ということをお示しをさせていただいております。

この臨時財政対策債は、起債を起こす額ですので、借金といえば借金ではございますが、普通交付税の代替措置として、100%元利償還金が措置されるということですので、実質借金でありましても、将来、返ってくるお金ということで、これは分母に足し算して計算していいよということになってございますので、87%という数字が出てきますが、議員ご指摘のように、これをあくまで借金と見て、除いた額で経常収支比率を算出してみるということは、毎年、監査委員からも、そのような数値を求められておまして、今回も算出をさせていただいております。それを除きますと経常収支比率は93.3%になるということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） そうすると、いわゆる借金であるけれども、後年度に交付税算入、入ってくるから、そうそのことは気にしなくてもいい、これを抜いた額で判断する。いわゆる借金も入れた額で経常収支比率を見なくてもいいんだと、余りこのことは関係ないんだというふうな解釈でいいんですか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。そもそも、この経常収支比率の分母に入ります額は地方税ですとか、普通交付税も含まれる額が入ってまいります。臨時財政対策債を普通交付税の一部と見て、こういう計算方法でいいということになっているということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 考え方は大体わかりました。ことしの、いわゆる赤字地方債ですね。臨時財政対策債を抜いた経常収支比率というのが93.3%ということなんですが、去年は幾らだったか、どれぐらいポイントが上がったのか、下がったのか教えてください。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。昨年度臨時財政対策債を除いた経常収支比率は94.7%で

ございましたので、今回93.3%まで1.4ポイント減少したということでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） それからも一つ確認をしておきたいというふうに思ってます。それは地方債残高です。この地方債残高というのは何を見るか。これは持続性を見るというふうに言われてるんですね。いわゆる地方債残高が高くなると、いわゆる公債費の比率が高くなり財政が硬直化すると、こういう視点からの見方なんです。これを見る基準として、標準財政規模、これありますね。どこの町にもあるんですが、うちの町75億5,700万円、これが標準財政規模です。これの2倍を超えたら、いわゆる危険ラインではないかという一つの見方があるんですね。

そういう見方でいいのかどうか、あるいは別の見方で、ここの部分をチェックされているのか、そこはどうなっていますか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。いわゆる借金が町の財政に、将来的に与える負担の度合いということかと思えます。借金が多ければ多いほど、将来負担があるということでございますので、それを見る指標としましては、将来負担比率というものがございます。決算参考資料で申し上げますと、10ページでございます。10ページの一番上に④の将来負担比率というのがございまして、これがいわゆる財政健全化法が施行されましたときにできました4指標のうちの一つになっております。これが平成23年度の決算では150.6ということでございます。これの安全ラインが、早期健全化基準としまして350ということでございますので、その範囲内には、まだあるということでございます。

この将来負担比率は、従来の考え方から少し変えて、いわゆる一般会計だけではなくて、公営事業会計、いわゆる特別会計、それから一部事務組合、第三セクターと、こういったものの将来の負担する額であろう額も含めて、この比率を算出するということになりますので、これが、いわゆる一般会計だけではなくて、町の財政全体に対する公債費の影響を見る指標ということになるのではないかとこのように思っております。これが、昨年若干上昇をいたしておまして、当町は、特に簡水、あるいは下水、主にそれらに繰出金を行っておりますので、この繰出金が、そのまま一般会計に与える影響というふうに見られますので、それらによって幾分、上昇傾向にあるということが言えようかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 私がちょっと資料を見て調べたんですけども標準財政規模、今申し上げましたように75億5,700万円です。今申し上げた2倍を超えないと、こういう見方が合ってるのか、合っていないのか。

今、財政課長は将来負担比率で見るとということなんですが、これでいくと143億3,720万円、いわゆる地方債残高あるわけですね、うちの町には。75億5,700万円、いわゆる標準財政規模の2倍といいますと151億1,400万円ということは、2倍以内におさまっていると、こういう見方、カウントが正しいのなら、しかし今、浪江課長は、このことによりも、今、将来負担比率、この中に地方債残高も全て入って計算するわけですから、こっこの数値で財政チェックをしているんだということです。そのことは大体わかりましたし、今後も見させていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、この経常収支比率のカウントの中に減収補填債というのがあるんですね。今、うちの町は、これはありません。カウントされてませんが、この減収補填債というのは減税補填債とかいろいろとあるんですが、この減収補填債というのはどういうものなのか、ちょっと解説をお願いします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 申しわけございません。近年、これはございませんので、少し調べまして、すぐにご返事をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） それでは、これで財政への質問は終わります。

次、農業関係、お伺いしたいというふうに思っております。うちの町は、いろいろといろんな施策を講じていただいております。このように私は理解しております。自然循環型農業でありますとか新規就農、それから、中山間をはじめとするいろんな農業施策を講じていただいて、非常に活発に農業者の皆さん、あるいは地域の皆さんを含めて活動していただいているのではないかなというふうに私自身は理解をしています。

こういう施策を展開されてます。新規就農者も来られているのは、私もよくわかっています。しかし、この町の農業の将来、どういう目標があるんだと、こういうところに到達したいんだという一つの目標、目的みたいなものがあったら教えてください。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えいたします。担い手の部分では、どういう担い手を育成していくかというあたりは、まだ、これから検討すべき課題はいろいろとあるというふうに思ってます。法人化をもっと進めていくのか、あるいは集落営農のような組織体を育成をしていくのか、その辺は新規就農者の確保も含めて、いろんなパターンが、これから出てくるだろうというふうに思っております。ただ、私のほうで今、考えておりますのは、農林課として重きを置いていますのは、自然循環型農業を、やっぱりさらに発展をさせていく、そういう農業を今は追及していくべきだろうなということで、自然循環型農業を始めたころは、この与謝野町の取り組みはかなり先進的でありましたけれども、今ではそういった取り組みはめずらしくないという状況になってきております。

そういった意味では、完全無農薬の農産物で太刀打ちができるような、そういうところへ将来的には持っていく、農業者の皆さんの意識もそういうふうに変えていくというあたりがこれからの大きな課題になるのではないかなというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 自然循環型無農薬の推進を図るということですが、そういう意味からいきますと、その豆っこ製造工場の果たす役割というのは、非常に大きいものがあるのではないかなというふうに思ってます。

近年、かなりその生産量もふえ、使用料もふえているというふうに聞いてます。どのぐらい生産されて、与謝野町の農地でどれぐらいの割合で使っておられるんですか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えいたします。豆っこの生産量につきましては、大体、年間300トン、去年は少し少なくて260トン程度だったというふうに思っていますが、大体300トンぐらいを

製造しておりまして、当初のスタート、合併前は60ヘクタールぐらいの豆っこ米の栽培面積であったというふうに思っておりますが、現在は、その倍の120ヘクタールという面積にまで広がっておるといふことでございます。

17番（今田博文） どのぐらいになるの、町の中で120は、全体の農地のどれぐらいになるの。

農林課長（永島洋視） 4分の1ぐらいになるかなというふうに思っています。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） かなりの割合で豆っこを使用されているんだということが改めてわかりました。私も豆っこの肥料をいただきに、加悦奥の、あの工場に行くことがあるんです。あそこの勤められとる方の話を聞きますと、非常に生産が忙しい、その割に設備、機械は別にしまして建物だとか、それから生産した豆っこ肥料の貯蔵所が、かなり不足しているんだと、いわゆる春にどっと出ますから、豆っこというのは、1年中通してぱらぱらぱらぱらということではなしに、出るときはざっと出るといふことは、そこにストックをしておかなければ充足できない。私ももらいに行ったときに、何かの順番で断っているんだと、後回しにしてもらってるんだというふうな話を聞きました。

その一つの原因が、やっぱり倉庫がない、ストックする場所がない、そういうことも一つの大きな原因ではなかったかなというふうに思ってますし、あの建物、非常に倉庫の中で、もう窓がほとんどないというふうな中で仕事をされています。そういう改善策も必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、その予定といいますか、考えはどうなってますか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをさせていただきます。豆っこ肥料の工場については、粉が飛散をして非常に労働条件も悪いというようなことのご指摘もありまして、窓を設けたりする、この間、改善策を取ってきたところです。ただ、そうはいたしましても、冬場、雪が吹き込んできたり、そういった中で肥料を袋詰めする作業なんかもしていただかんなんということがございまして、できれば現在の工場の前に屋根つきの、そういう作業ヤードを設置をするという方向で現在、検討をしておるといふところでして、何年に、その辺を整備させていただくかということにつきまして、財政当局のほうと、この間、新年度予算の査定等で協議をさせていただいておるといふことです。

現在のところ、何年ということは申し上げることはできませんけれども、そういったふうに改善を図るといふことについては、計画はしておるといふことでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 予定はあるけど、いつになるかわらからんと、お金がないということになるんかなというふうに思うんですが、そこは十分財政とも詰めていただいて、自然循環型、大きな町の柱ではないかなというふうに思ってますので、そこに、いわゆる財源を投入するというのは、ある意味、間違っていないというふうに思ってますので、十分協議をしていただきたいというふうに思ってます。

与謝野町の農業を考える上で、いわゆる与謝野町は京都府の北部です。交通の便も余りよくない。そして冬になると雪が降る、パイプがつぶれたり、それから、そのパイプハウスに行くにも雪あけをしなければいけないような、非常にやりにくいといひますか、そういう気象条件があるんだろうというふうに思ってます。

そしてもう一つは大消費地、いわゆる京都市内へ運ぶルートというのが非常に時間がかかる。それは高速道路がつながってないと、こういうことが一つには大きな要因として上げられるのではないかなというふうに思っています。そういった中で、京都府は最近、農業に非常に力を入れられております。命の里、これは山田知事の肝いりです。京都府にしかない制度で、非常に頑張っていたいただいております。

もう一つは、今回、国が策定しました人・農地プラン、というのが、これはあるんですけども、この京都府は京力農場プラン、いわゆる全国よりもレベルをアップした形で、この制度を浸透させようと、こういう意気込みでやっております。なぜ京都府は今、農業に力を入れておられるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 京都府の職員ではございませんので、正確なご答弁ができるかどうかわかりませんが、非常に経済が低迷をしておるという中で、この間、新規就農で脱サラをして農業をやられるというような方もかなりふえてきておまして、やはり人間の生活をしていく一番原点である農業生産というものについて、今、もう一回目が向いてきたのかなということで、新たな産業づくりも、そういった観点で一からやり直していこうという、そういう原点への回帰といえますか、そういう思考が今、出てきておるのではないかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 今、農林課長が言われたことは間違いではないし、そうだろうというふうに思っています。しかし、私の調べさせていただいた範囲では、京都府の農業というのは、その周辺の県と比べておくれておったと、これは山田知事が聞かれたら怒られるかもわかりませんが、非常にそういう、周りの人はそういう評価なんです。だから今、これはよその県に追いつけ、追い越せと一生懸命力を入れておられる、これが基本です。

しかし、現実には農業労働者や生産額の減少、それから農業の担い手の減少と高齢化、耕作放棄地の増加、獣による農業被害と、こういうことの対策が京都府はおくれておったと、ここでやらなければ農村は崩壊をしてしまうと、こういう危機感を持って今、農業に対応しておられるというのが現実だろうというふうに思っております。

そこで、五つの課題を掲げておられるんですね。それは、農業所得をふやして暮らしを守ると、これが一つです。農業担い手の確保、農地の荒廃防止、それから、獣害対策、住み続けられる農村を目指す、こういう大きな目標、目的を持って、今、農業に力を入れておられます。今、国の施策で中山間なり、いろんな施策が講じられています。今、申し上げましたように、京都府でも独自の施策というのはあります。その中で非常に中山間制度の果たす役割というのは、私は非常に大きいものがあるのではないかなというふうに思っております。この制度が導入されて、もう10年近くなる、もつとなりますかね。かなりの年月がたちましたけれども、非常に、このことが農業者に、周辺部に、過疎地に、非常に役に立っています。このことをどのように、農林課長は評価をしておられますか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。中山間地域直接支払い制度につきましては、今現在3期対策目ということだというふうに思っております。この制度は、非常に農地の荒廃防止にも役立つ

ておりますし、また、その交付金を使って地域での、いろんな取り組みが展開をされておるとい  
うことで、これは私自身は、日本の農政市場を大きく変えた、そういう施策だなというふうに思  
っております。これが、この制度が成功したことによって、次の農道、水路を地域全体で守って  
いこうという、農地・水の制度ができたというふうに思っておりますし、そういった農家だけ  
ではなくて、地域全体で地域の農業と農業施設を守っていこうという、そういう新たな農村の整備  
ができるようになったというふうに思っておりますので、そういった点では、この制度は非常に  
画期的な意味合いがあるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） この中山間事業も、時限立法なんですね。5年ごとに、いわゆる新しい法律をつ  
くり、あるいは継続をしてきたというのが現状だろうというふうに思います。今、課長がおっし  
ゃったように、3期目に入って12～13年ぐらいになるのかなというふうに思ってます。課長  
も非常に評価をされ、認めておられます。そのことも考えますと、ぜひこの制度の継続というの  
は、地方から訴える、我々みたいな、こういう中山間地域から訴えるということは、非常に大事  
なことであり意味があることだろうというふうに思ってます。ぜひそういう姿勢で、今後も臨ん  
でいただきたいと思います。議長にしかられますので、ゼロになる前に終わります。以上。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 先ほど、減収補填債の解説ということでございました。近年、これがござい  
ませんので、ちょっと頭に残っておりませんでした。これにつきましては、基準財政収入額を  
交付税算定上、算出します。その後、収入額に対して年度途中で収入が、それより下回る傾向に  
なった場合に、下回る額について、それを限度に減収補填債が発行できるということございま  
して、その減収補填債の発行については75%が交付税算入されてくるということで、特異なケ  
ースがあって、見込んでいた収入額が下回るようなケースになったときに、発行できるというこ  
とで、これは特に公共施設の建設経費に充てていくということにはなっているようではござい  
ますが、そういう性格のものということでございます。

1 7 番（今田博文） 終わります。

議 長（赤松孝一） それではここで、45分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時32分）

（再開 午後 2時45分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたしますが、1点お願いをしておきま  
す。

10月7日に東京で全国消防操法大会がありますが、その出場選手に対する激励の言葉を、サ  
インを、議員控室に町旗が置いてありますので、ぜひともきょう5時過ぎまでには書いていただ  
きまして、よろしく願いをいたします。

それでは、質疑を続行します。質疑ありませんか。

2番、和田議員。

2 番（和田裕之） 失礼します。それでは、平成23年度決算につきまして、2回目の質問をお願い  
いたしたいと思います。昨日、健康診断であったり、健康づくり事業について保健課長にお伺い  
しました。ちょっと時間もなかったんで、1点だけもう一回、質問をお願いしたいなというふう

に思っております。

きのう勢旗議員の質問でもございましたとおりですね、当町では、京都府下でも、がん検診においてはトップ、1位ということで努力して検診事業をしていただいているというふうに認識をしております。その中で、勢旗議員がお聞きになりました要精検、いわゆる精密検査が必要だという方がかなりいらっしゃるというふうに理解をさせていただきました。この点について、健康診断というのは早期発見、早期治療であり、ちょっとでも異常があった場合は、どういたしますか、疑わしきは罰するといいますか、そういう結果になるんだというふうに理解をさせていただいておりますが、異常があった場合には、早いこと受診をしていただきたいなというふうに思っております。

そこで、これは山添議員からもありましたけれども、健康づくり事業ですね、これについても今後一層、健康でいられるために、こういった事業が大事だというふうに私自身考えておまして、特に40歳以上、65歳以上の方に対しては、いろんな取り組みをしていただいているというふうに理解をさせていただいておりますが、若者ですね、若年層と申しますか、もうやっぱり若ければ病気にならないということもないと思いますので、きのう京都府のアンケートですね、その結果で若者、若年層の方は興味がないとか、関心がないだとか、そういった結果も出ておるわけですし、若者に対する健康意識の向上だとか、健康づくりのきっかけですね、そういったことも必要になってくるなというふうに思っております。その点で、課長の見解をお聞きしたいなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。議員ご発言のように、現在、与謝野町が取り組んでおります各種、運動に限らず保健事業として、栄養教室でありますとか、各種健康づくり教室に取り組んでおります。

その中で運動に限って言いますと、若い世代への取り組みということがないというご発言でございますが、ご発言の中にもありましたように、なかなか若い世代の方については、みずから関心を持って、自分の能力に合わせて、それぞれ取り組んでおられる方もあります。ランニングにしろ、ウォーキング、それからまた、器具を使ったいろんな筋力トレーニングなど、自分の能力に合わせて、それぞれの体への負荷のかけ方も、それぞれ違うわけで、自分の思うプランを立てながら取り組んでおられるという方もおられると思いますし、果たして町が、その中でどういったことが若い世代に対して、限られた保健師の中で取り組むことができるんだろうというふうに、きのうの山添議員の答弁をさせていただいた後も考えてはありました。今後、保健師とも課内で相談しながら、どういったことが取り組める、取り組めないといったことを整理しながら、やっていきたいと思っておりますが、現在、取り組んでおります、その40歳以上の保健事業については当然、継続してやっていきたいという思いを持っておりますし、新たな事業展開として、先ほども言いました拡充して行って、どこまで取り組めるのかということを考えていきたいというふうに思っております。

現時点では、健康増進施設としてクアハウスがございます。先ほども申しました自分の体力に合わせたトレーニングをクアハウスを利用して、プール、アクアビクス等も利用されながら、数多くの方が取り組んでおられますので、ドルフィンという専門の知識、またはノウハウを持た



れた業者が指定管理でもお世話になっておりますので、若者にとって魅力ある、そういったプランを立てていただいて、クアハウスの魅力を大いに発信していただく中で、その若者への健康づくり事業ができればというふうに、現在のところは、そういうふうに考えております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。健康であるのが一番だというふうに考えております。その点で、若年層も含めた取り組みというのも含めて、そのことがひいては医療費の削減というか、医療費もかからんようになってくるんじゃないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

やみくもに健康診断の受診を、受診率を上げてくれとか、健康づくりに気をつけてくださいと言ってるわけではないんですが、私自身も京都におったときには、大きな病気をしまして、それでちょっと、そのときになってみて、やっとわかるわけですね、健康であることがどういうことかということですね。私の場合は、年2回の健康診断が、職種がそうだったんで義務づけられたんですけど、その健康診断でひっかかって、異常があつて、明らかにおかしいという状況だったんですけども、その中で言われたのが、早く病院に行ってくれと、大きい病院にとりあえず行ってくれということで、自宅の近くの国立京都病院、今、京都医療センターというふうになつたと思うんですけど、そこで治療、2年間ですかね、かかってきて、そのことがきっかけでこっちに帰ってきて、新たなことを始めようということにもなったきっかけの一つでもあるんで、ぜひ健康だという、そのアンケートの中でも、健康に自信があるというふうにお答えされている方も、これも割と多かったです。ですので、いろいろと、そういうことを踏まえて、健康づくりは非常に大事だなというふうに思うんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、次に質問を変えさせていただきます。次に、建設課長にお願ひしたいと思ひます。

参考資料の161ページですが、街路灯、防犯灯の整備管理事業、これについてお伺ひしたいなというふうに思ひます。この街路灯、防犯灯ですね、これ全町で4,143灯ということなんですけど、新設だとか、補修だとか、いろいろとあると思うんですけども、この数字というのは前年度と変わりはないということですのでよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思ひます。防犯灯の新設工事につきましては、地域のほうからご要望いただいた中で22灯を新設させていただきました。また、修繕費の関係につきましては154灯というふうなことで、修繕をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） この防犯灯、街路灯につきましては、昨年の12月議会だったと思うんですけども、定額電灯ですね、今までやったら20ワット定額電灯料金が全国の電力会社がLEDだとか、LED化に向けて10ワットの電気料金で安くなるということなんですけど、こういうことを質問させていただいたというふうに思っておるんですけど、これに向けて、これが去年からスタートしておりますので、何かされたことがございましたらお願ひしたいなというふうに思ひます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思ひます。23年度は、議員のほうから12月議会ですか、いわゆる10ワットの新しい料金体系できましたんで、そういったご質問をいただいて

おります。24年度になりまして、灯具を交換する場合につきましては、LEDに今現在かえております。

したがいまして、前にも、そのときに説明しておりましたように、10ワットになったときの明るさ云々というふうな話があったと思いますので、今回、試験的に24年度で新しく灯具をかえる部分につきましては、LEDにさせていただいておるということでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） 灯具をかえる、これ壊れた場合ということだと思んですけども、今現状としては交換されたのは何灯ぐらいになりますでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 現在、その資料、24年度なんで、その資料を持ち合わせておりません。すみません。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） はい。また後ほど、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それで、LED化に向けては各ご家庭でありますとか事業所、そしてお店なんかでも、今、着々と申しますか、いろんなところでLED電球にかえたりということをしてしております。その中でも公共施設においては、ソーラー型のLED照明ですか、これを何箇所か設置をされております。

その中で、町としまして、町内でいろいろな省エネ、そしてCO<sub>2</sub>削減に関しては、例えばエアコンの設定温度であったりだとか、そして不要な電気は消すだとか、いろんな取り組みをされるところと思うんですが、この町内に対して電球をかえるだとか、そのような取り組みをされる考えはないのか、副町長にお願いします。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

声を出してくださいよ。手だけ挙がってもわかりませんので。

住民環境課長（朝倉 進） 副町長にお尋ねでしたけれども、私、担当のほうからご答弁申し上げます。

24年度の当初予算のほうで、一つは給食センターの照明をLEDにかえるということが1点と。もう一つ、元気館だっと思えますけども、そこの一つの部屋をLEDのほうにかえていくというふうなことで予算化をさせていただいております。

給食センターのほうは既に工事が終わっておりますので、また、その辺の効果というふうなことも、また、ご報告なりができるかなというふうに思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） 私、副町長にお聞きをしたかったんです。というのは、全課ですね、全課ありますね、全課の事務所だとか、そういうところがあるので、今、現状をお聞きしますと給食センターと、そして元気館ということで、ちょっとこれについてお聞きしたいんですが、これは直管型のLEDということでしょうか。わかりました。

各事務所なんかでも40ワットとか直管を多く使われているなというふうに思うんですが、各課において、そのような取り組みをされるお考えが今のところあるのかないのか、その点についてお聞きしたいと思えます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） LED化の話につきましては、議員もご承知のように岩滝地域の商店街の街路灯、これの維持管理の問題から、従来、2灯あった電球を1灯にして、LED化を図ったというのが近年では大きな取り組みだったと思います。

お尋ねの役場庁舎の中の話であります、私も新聞でしか承知をいたしていないんですが、宮津市あたりは一定、そういった取り組みをなされておるようですが、本町におきましては、施設が非常に分かれておるということもありまして、今のところは、そういった計画は特にございません。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） 岩滝の商店街ですか、これをLED電球ということで承知はいたしております。器具を取りかえなくてもいいタイプのものですね。そういったものもあります。ただ、この蛍光灯型のLEDです、LED照明というか、それはちょっと値段が、まだ高いというのは確かにあるかなと。LED電球のほうは若干安くなってきて、ご家庭なんかでもかえられるところはあると思うんですが、直管型のLEDに関しては、まだ値段が高いとかいうこともございますので、どの課からでも結構なので、どういうんですか、1カ所、2カ所からでもいいんで、また、その取り組みをお願いしたいなというふうに思っております。

質問をかえます。次、農林課長をお願いしたいと思います。

先ほど、今田議員が質問をされてましたように、先進的に活発にいろんな取り組みをしていただいておりますというふうに私も理解をさせていただいております。そこで、何回か取り上げさせてもらっておりますが、鳥獣害についてお願いをしたいと思います。

まず、ツキノワグマの放獣手数料です、これは22年度が当町でも多くて49頭捕獲されたり、人的被害もあったということなんですが、23年度においては3頭ということであり、大幅に減少をしております。この与謝野町でも人的被害が2件発生したということもあって、かなり住民の方の不安が多かったりだとか、ホームページなんかの関心も高かったというふうに理解をしておりますが、23年度は3頭ということで、この減少をどのように考えておられるのかです。それと、今のクマの出没状況です、こんなのがあれば教えていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。決算資料に出ておりますように、23年度のクマの捕獲数は、誤捕獲を含めまして3頭ということで、22年度から比べまして大幅に減少しておることです。それにつきましては、クマの出没がふえるのが隔年ごとというような、きょうまでの、そういう状況もありまして、クマの出ない年で山に、やはりえさが豊富にあった年なんかというふうに思っております。

それで、今年度につきましては、新聞等で報道もありましたが、現在のところ目撃件数につきましては、大体65件程度ということになっております。9月に入りましてから、クマの捕獲が相次ぎまして、現在、与謝野町で4頭のクマを捕獲をさせていただいたということ。9月の上旬に連続をして捕獲をしたわけなんです、その後、目撃情報はあつたんですが、おりの設置はしておりますが、捕獲には至ってないということで、大体、丹後管内の状況を聞いておられても、9月の上旬ごろにクマの捕獲がどこの町でもあつて、現在は鎮静化をしておるという、そういう状況だというふうに聞いております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。課長がおっしゃいますとおり、隔年ごと京都府のほうでも15年からクマの出没集計ですか、これをとっておられまして、16年、18年、20年と22年、この2年ごとで出没が多かったというふうに書かれております。ということは、22年が多かったということは24年も多くなるのかなというふうに私考えておったんですけども、そして、9月がピークで12月にはほぼ終息するだろうと言われております。

そこで人的被害というのは京都府下では17年に5件、18年に4件、28年に6件、これは先ほど申しました予算書も入っておりますけれども、さっきおっしゃいましたように、人的事故には、山に入っておられたり、農林作業などで、こういった生息域内で起きるものと、大量出没年ですね、要は集落だとか、民家とかにおりてくる生息域外というのがありまして、府内で発生した事故というのは11件のうち8件は、いわゆる民家だとか集落、ここで発生しているというふうに京都府のほうでは統計を取っておられます。要は、民家に来るわけですから注意が必要だなというふうに思っております。

次に、イノシシ、シカの手数料ですね、これについてちょっと22年と比較しますと、シカは4頭減つとるんですかね。イノシシが409頭と大きく減少して110頭ということになつとると思うんです。これについての、どのような要因が考えられるのか、また農作物への被害というのはどうなったのか、その点、教えていただけますでしょうか。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えいたします。ご指摘のとおり、イノシシの捕獲数が極端に減少をしております。これにつきましては、大体、シカがふえるという地域については、イノシシは大体減少傾向にあるというふうに聞いておりまして、そういった数字のあらわれではないかなというふうに思っております。

近年、野田川から加悦にかけての山林にはイノシシよりも、ほとんどがシカという状況になっておりまして、その被害についてもシカの被害が大多数であるというふうに考えております。ただ、岩滝地域につきましては、シカよりもイノシシのほうが、まだ多いというような報告もいただいております。その辺では少し状況がかわっておるのではないかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） シカの被害が特に、シカですね、多いということで引き続き猟友会の方にもご協力いただいて、対策ですか、よろしく願いをしたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

なければ第3回目に入りますが、第3回目ですか。会派代表ですね。

野村議員。手が挙がらないことはないと思いますよ。

できますよ、できますけど、もう手の挙がらない人はしょうがないんですから、3回目にいけますよ。3回目にいけます。共産党議員団代表、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、日本共産党与謝野町会議員団を代表して、23年度一般会計決算に対する総括質疑を行います。

テーマは、町政運営についてでございます。まず、企画財政課長に質問します。105ページに23年度の広報広聴事業ということで、いろんな事業が書かれています。この中で、とりわけ職員出前講座の実施が2,477人、127回ということで、非常に、この23年度、多く取り組まれたなというふうに感じるんですが、これは例年これぐらいな取り組みがされているのか、そのことを含めて、この23年度の、この事業は新しく取り組まれた内容とか、どういうふうな変化があるのかということを含めて、まずお聞きをいたします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。決算参考資料の105ページでございますけれども、1番の広報事業の中で、職員出前講座の実施、127回出まして2,477人の方が対象であったということでございます。22年度は3,238人、141回でご報告をさせていただいておりますので、これよりは若干少ない結果であったかというふうには思っております。この職員出前講座につきましては、住民の方、いわゆる5名以上としていたと思っておりますけれども、方から町のほうにご要請があって、それにお応えする形で担当職員が出向いてご説明なりをさせていただくということをもって出前講座としております。これにつきましては、その年々でお問い合わせのあるテーマが変わりますので、毎年同じものが繰り返されているかといえば、そういったことではないのではないかとこのように思っております。

これ今回も、これだけの実績がございまして、いわゆる町が出向いて会議をするというのに、こちらから投げかけて、ご案内してする場合と、地元のほうから、グループのほうからなり、お声がかかるという場合、そこで分けて、この出前講座は地元発でお申し出のあったものに限ってカウントをしてきてございまして、それは、その年々の、そのグループさんなどの思いで、これに来てもらおうかなというものがあって、お声がかかりますので、毎年同じものではないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この23年度はどういう内容が多かったのか、そういう意味では、そのときに町民の関心がどこにあるのかという、非常に大きなバロメーター、指針になるのではないかとこのように思っていますが、この点はいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。23年度の出前講座、たくさんございますので、主なものを申し上げたいと思います。

まず、悪質商法に関する啓発講座ということで8地区、公民館等の8地区に商工観光課のほうが出向かせていただいているというものがございます。

それから、足の健康についてということで、社会福祉協議会さんのほうからお申し出があって、これも各地区、10カ所以上、出向かせていただいております。

それから、食物繊維と便秘予防というのも数カ所、行かせていただいております。

それから、小学校の社会授業で浄水場の見学をさせていただきたいということで実施をさせていただいたもの。あるいは農林課の関係では、ハウスの事業についての説明が聞きたいということやがでございます。

それから、与謝野鉄幹・晶子と我が町与謝野町について知りたいということで、加悦中学校に

出向かせていただいたり、文政の百姓一揆について、加悦中学校に出向かせていただいたり、租税教室を与謝小学校に行かせていただいたり、岩屋小学校に行かせていただいたりと、こういったところかと思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） なかなか幅広い内容で、住民と行政とのかかわり、いろんな情報交換が、こういう講座を通じてされているなというふうに受けとめています。

そこで、企画財政課長にお聞きしますが、こういう一つには広報事業、お知らせということで、すし、広聴、住民の思いを聞くという、こういう事業があります。これらが、どういうふうに、より広がっているのか、深まっているのか、このことを全体をしっかりと把握する、そういう取り組みというのはなされているのかどうか、その点についてお聞きします。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。広報・広聴、特に広聴の意味でご質問であったかというふうに思っております。広聴でいいますと、まず一つは町内に投書箱を設けさせていただいております。これは実は、ある程度効率の悪いところは撤収をさせていただきましたけれども、主なところに、まだ投書箱の設置をさせていただいて、そこに投書をいただいたものをご意見としていただくということやら、それから、町政懇談会を開催して、いろんなご意見を頂戴しております。昨年は24会場に出向きまして1, 253人の方にご出席をいただいたということでございます。

それから、近年は町のホームページへのアクセス、意見投稿、これらによりまして、アクセス件数は16万3,000件、意見の投稿数で年間104件ということで実績を書かせていただいておりますけれども、特にこういったホームページを活用した意見投稿というのが近年は多くなってきておりまして、それは一つ一つ丁寧にお返しさせていただくように努力をさせていただいているところでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） とりわけ当町は、住民の声に基づく町政運営ということに努力していただいていると思っております。そういう意味では、例えば広聴、広聴の分野では毎年どういうふうに、この声が多く届けられるようになってきているかという、こういう把握をしながら、こういう事業を取り組むということが必要ではないか。そういう中で、これをさらに上げるために、新しい取り組みをどう進めるのかという検討が、その把握があれば生まれてくる必要性を感じられるというふうに思いますが、そういうふうな取り組みがされているのかどうか。

最初に質問しましたが、この中に前年度にはない新しい取り組みはあったのかどうか、再度お聞きします。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。特に、前年に比して23年度に新しく設けさせていただいた広聴事業というものはなかったのではないかなというふうに思っております。

ただ、近年、先ほども申し上げましたけれども、ホームページをごらんいただいて、町へのご意見をいただく傾向というのがふえてきておりますので、そういった情報網の発達によって充実してきている部分はあるのかなというふうに思っていますが、新たなものを事業化して、あるいは

制度化して、あるいは準備をして広聴事業を拡大したというようなことは、特にはなかったのではないかなと思っております。

1 番（野村生八） 毎年の全体の把握。

企画財政課長（浪江 学） 毎年、この決算参考資料で先ほど申し上げましたような、町政懇談会の実績ですとか、あるいはホームページへのアクセスですとか、投書箱への意見投稿ですとか、こういったものを把握をさせていただいているということでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 個々の事業はもちろん当然、把握されておると思うんですが、この広聴全体として、個々の事業全体として、どういうふうに進んでいるか、広がっているか、ここが非常に大事だと思うんですね、それが毎年毎年積み重ねていけば、非常によくわかるだろうというふうに思います。なかなかこういうのを、ずっと時系列で見てもわかりにくいと思うんで、ぜひそういう取り組みを求めておきたいというふうに思います。

それで、この広報、そして広聴、私はさらに住民が参加する、こういう町政運営、このことが今の時代には非常に大事で、求められているだろうというふうに思っています。住民自身が行政に参加して、一緒に行政として必要な住民サービス、いろんな取り組みを始めると、こういうところでどう進めるかというのが非常に大事だと思っています。そういう点で1回目、2回目、各課の事業について、そういう観点で質問をしまして、この23年度にも、そういう取り組みがいろんな形で広がってきている。着実に広がってきてるのではないかとこのように思っています。これは副町長にお伺いします。取り上げた以外にも、住民環境課では質問もありました「よさの百年の暮らし委員会」、これについても新しくつくられて、そして恐らくこれから、そこに参加される住民の皆さんが、みずから地球温暖化対策の与謝野町の取り組みにご参加いただける、汗を流していただけるのではないかとこのように期待をしております。

今後、さらに例えば、福祉課であれば防災の取り組み、これについては全町一帯もそうですけども、とりわけ地域ごとにそういう取り組みができるかどうか、実現できるかどうかというのが求められているわけですし、これも今後の大きな課題だろうというふうに思っています。

個々の課題で見れば、まさにそういう住民が参加して一緒にやって、協働して取り組んでいたかなければ、行政だけで、それらの課題、新しい多くの生まれている課題をやり切るということは難しいのではないかとこのように思っていますが、副町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 与謝野町は平成18年3月に合併をいたしまして7年目に入りました。この間、KYTの拡張、それからインターネットの整備等々によりまして広報、さらには、先ほどホームページへの投書が104回という、23年度の報告もさせていただきましたように、だんだん一つの町として一体感、我が町意識が高まってきたのではないかとこのように思っております。

そんな中で、町政懇談会のあり方についても、従来のように町内24会場くまなく回って、ありとあらゆるお話をお聞きするという方式から、庁舎問題に限定して、あるいは、ことしであれば、なかなかその町政懇談会に出にくい、そういう子育て世代の方に土曜、日曜の昼間、あるいは夕方、午後というふうに分けて、住民参加の機会を拡張してきたところであります。

さらにそういった新町7年目を迎えて、一層そういった取り組みは、これまでは自分の町、お

らが町という意識であったかと思えますけども、もう年数を経るにつれて、従来の隣の町の様子もわかってきて、だんだんと一つの町、一体感が出てきた中で、今後、ますますその住民の声をお聞きする方策については、検討をしていかなければならないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 再度お聞きしたいんですが、住民の声を聞きながら行政が、その声に応じて仕事をする。これだけだと、なかなか厳しいこの財政事情、そして職員を減らさなければならないといういろんな圧力のもとで、なかなか住民の要望も広がって、そして、その必要なサービスも新たないろんな問題が、この決算の中でも取り上げられていますけども、どんどんふえてきている中で、困難ではないかと。そういう意味では、一層ですね、今もいろんなところで産業振興会議、新たに、そういう形になっていますけども、いろんな形で住民自身が行政の仕事に参加していただいているのが広がってきているというふうに、そういうほうで取り組んでいただいているというふうに思っていますが、これをもっともっといろんな分野で取り組む必要があるのではないかとこのように思っていますが、これについてのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、7年目に入ってだんだんいろんな町民の方々の声が従来以上にふえてきているというふうに思っております。しかし、片や合併して7年ということは、あと3年で交付税の特例措置が切れるわけでありますので、交付税の縮減が始まります。そして、16年目からは一町算定ということで、財政的にも厳しい状況がありますし、議員が言われましたように、職員も削減の方向を引き続き堅持しなければならないと思っております。

そんな中で、確かにいろんな町民の方々のお声を聞く、しかし、なかなかそれを実現することは困難という状況が出てくると思っておりますので、これまで以上に町の様子、町全体の様子、それから町財政の状況もそうですし、そういったことを認識していただく機会というのは、ますます重要になってくるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう意味では、一層、住民に対する情報の公開、これをいち早くしながら、情報共有しながら取り組んでいただくということは必要だろうと思っております。そこで、そういうことを踏まえて、伊藤議員が最初に予告をされました地域協議会について質問をいたします。  
まず、教育長にお伺いします。公民館活動というのは、古くから住民が、参加が、行政の仕事に参加をしている、そういう内容の一つだろうというふうに思っています。今回の中でも、公民館活動が1地区を除いて、ほか全てで取り組めるように広がったというふうに答弁がありました。大事なことは、そういうことを、この23年度で、そこまできた公民館活動を土台にしながら、住民の、そういう意識の向上、力の向上、そういうところに立脚しながら、今後、公民館活動を与謝野町はどういう方向に進めていくのか、こういう視点が非常に大事だろうというふうに思っていますが、教育長はこういう点について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。本町が進めています公民館活動につきましては、かねてから議員のご質問の中で答えているとおりでございます。そして、公民館の委託事業は23年で24館中23館、そして試行が1館になったわけです。24年度になりまして、24館24で委託事業を



おかげさまで実施することができたわけでございます。とりあえず、現在まで教育委員会のほうで進めてきております公民館の活動というのはスタートしたと言ってもいいわけですし、それに伴いまして、第一段階ができたということになりますので、時期はいつということではできませんけれど、次のステップへと、あるいはステージへ公民館活動も展開していかなければならないと、そういう時期に来ていると思っております。

つまり、私どものほうが、今後の公民館活動のあり方について、その検討をしていく時期に来ているというふうに私自身は考えているところでございます。その柱としましては、やはり基本的に現在も踏まえております、その地域コミュニティづくり、それが、やはり大きな課題になっていくだろうと、そのように思いますし、それをどのような形で具現化していくかというところが、今後の公民館活動を考える上での課題だと、そのように思っております。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） はい、ありがとうございます。こういう公民館活動の先進地というのが、かつては飯田市でした。私も公民館活動の視察に行かせていただきました。その後の内容を見させていただいておりまして、やはり引き続き大変盛んに先進的な取り組みをされているというふうに思っていますが、教育長は、この飯田市の公民館活動については、どのように理解をされているでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） まことに申しわけありませんけれど、飯田市の公民館活動につきましては、不案内でございますので、お教えいただければありがたいと思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 飯田市では、当然、当町で取り組んでいる公民館活動、いち早く古くから組み込まれていました。それが、19年から、さらに内容が大きく変えられました。その全体の取り組み、公民館の取り組みだけではなくて、専門委員会、こういうものをつくって、いわゆる地域自治組織の委員になられて、いわゆる地域自治組織の地域力推進の拠点になるとともに、そういうまちづくりの地域づくり、コミュニティづくりの人材を育てていくということ、このことを明確に掲げて取り組みがされています。こういう点では、この公民館活動が教育委員会の傘下のもとにですね、住民自治の充実にとって必要なものだということが、この全部の地域で公民館活動をつくられているわけですが、その一つ一つの公民館の獲得目標の中に記載されている。こういう形で取り組みが新しく始まっています。こういう形で、公民館活動そのものが地域の人材を育てる、このことに大きな役割を果たしているというふうに言われています。まさにこういう取り組みというのは当町の、この先ほどからの総合計画に基づくまちづくりを進めていく、そういう上でも人材を育てる上でも、そのための人材を育てる上でも非常に大事な目標になり得るのではないかと、いうふうに私は思いますが、教育長いかがお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。基本的に、私が、先ほど今後の公民館活動のあり方についてというのは、飯田市さんが考えておられるような方向になるんじゃないかと、そのように思っております。つまり、先ほども申しましたように、地区のコミュニティづくりということの中に包

括されていくことだと思っております。そして、本来、社会教育というもの、我々が担当します社会教育の分野でいきますと、我々の努めとしましては、そうした社会教育のリーダーとなっていく方、そういう人材をつくっていくというのが、私ども教育委員会のほうは指導していく役割であるわけです、基本的に。だから、その意味から言いますと、先ほど議員が紹介していただきました、飯田市のほうは着実にそれをやっていく、そしてそれは、特に時代の要請を受けて、そうした取り組みをされておるということについては、敬意を表するところでございます。

いずれにしましても、地域コミュニティづくりというの、やはりこれは人材を育成していくことになりますので、それらも飯田市の取り組みも参考にしながら考えていきたいと、そのように思っているところでございます。そして、特に本町の場合を考えてみましたときに、各公民館活動、これを推進していただいておりますけれども、各公民館ともども、名称は違ったりしとるかもしれませんが、公民館の運営委員会等をつくっていただきまして、そして、その運営委員会がいろいろ気がつく、立案して、それぞれの活動を展開してきていただいておりますので、そうした運営委員会等のあり方についても考えていきますれば、また、いろいろな取り組みが可能になるんじゃないかと。そしてまた、私ども教育委員会としては、それを指導助言、バックアップをしていきたいと、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この飯田市の公民館活動の中には、地域の社会教育機関として、独自の役割を果たす、教育委員会の傘下のもとに、こういう形で明確にされています。この公民館活動というのは、行政の、そういう意味では機関であって、実質的には区が運営されてるところがあったり、独自に公民館の運営委員会がつけられて、区が協力されておる、いろんな運営形態があるんだろうと思いますが、基本的には、こういう行政機関というふうに受けとめていますが、その点はいかがですか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） はい、お答えします。議員、仰せのとおりでございます。いずれにしましても一番大切なのは、やはり自治活動だと、そのように思いますので、その運営委員会なら運営委員会が、やはり主体的に、その地域の課題等に取り組んでコミュニティづくりをできるように、こちらも助言等をしていきたいと、そのように思っております。

いずれにしましても、先ほど申しましたように、本町の公民館活動としましては、次のステージへと、レベルアップと言うたらちょっと語弊がありますが、次の段階へと進んでいく必要があるということがありますので、当然、教育委員会としても、先ほど申しましたように、次の絵をかいていかなければならない。そのときに参考にさせていただきますし、また、ご助言いただければありがたいと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 副町長に質問します。前期の総合計画の中で地域協議会、これについての検討もされていくということで、盛り込まれていたと思います。副町長は、この地域協議会、全国的には地域自治組織と言われている、このものについて、どのようにお考えでしょうか。どのような内容だとお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） たしか山添議員のご質問にお答えをさせていただいたかと思うんですが、地域協議会、この問題につきましては合併以来、この議会の中で幾度となく議論をされておりますが、繰り返し町長が申し上げてますように、現在の隣組、町内会、さらに区といった、皆さんがなれ親しんだ、そういった組織の中で、いろんな、一緒にまちづくりをする、あるいは町に対して意見をやる、そういったことが、もう定着をしてくれておりますし、さらに近年では役場と各地区の公民館、イントラネットの整備を図ったり、まだ、モデル事業ではあります、公民館から役場のほうに電話1本、各課へ直接電話ができるような、今モデル事業に取り組んでおりますけども、そういったハードの分の施設整備も進めていきますれば、従来以上に各地域と、それから、役場が意志疎通、情報交換、そういったものが深まるというふうに思いますので、与謝野町の今の状況を見てみますと、あえて地域協議会というよりも、既存の、そういった組織でまちづくりを考えていくというほうが町民の皆さんにとってもなれ親しんだといえますか、しっかりといくんではないかなという感じを持っております。

1 番（野村生八） どのような内容ですかということをお聞きしておりますけども、地域協議会はどんな内容ですか。

副 町 長（堀口卓也） 詳しくは承知をいたしておりませんので、もし私の認識が間違っておれば、またご指導いただきたいと思うんですが、一言で言いますと、自分たちの地域、それから、自分たちの町を一緒になって考える組織というふうに認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 何回となく、この問題を取り上げているんですけども、これは何回も言っていますが、住民参加の、こういうまちづくりをする上で、非常に大事な組織づくりだと思っています。そして、これは全国で多くの自治体で取り組まれ、先進的な取り組み、先ほどでも言いましたが、公民館活動の先進地である飯田市が、その先進地なんです。この地域にも飯田市から職員に来ていただいて、学習会をした経験もあります、まちづくりの会で。

そういうふうに、コミュニティの先進地でも取り組まれ、先進の自治組織として取り組まれる内容です。こういう総合計画に掲げた内容について、23年度どのように、この地域協議会の内容を取り組まれたのか、学習されたのか、視察に行かれたのか、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをさせていただきます。地域協議会につきましては、合併前の議員さん方は、ある程度その経過をご存じかというふうに思っておりますし、また、合併後の議員さん方には、その経過はわからないかもわかりませんが、合併協議会でまとめられた、新町のまちづくり計画の中で、地域振興協議会を立ち上げていこうという考え方が持たれたと、それを受けて新町の総合計画の前期基本計画の中で、地域振興協議会の設置を検討していくという方針を持たせていただいたということでございます。

合併をいたしまして6年経過をいたしました。現在、後期の基本計画に差しかかっておりますけれども、合併をいたしましてしばらくは、やはりどのようなまちづくりが一体感の醸成の中で進められていくか、そして、そのまちづくりを進める体制として、どのような形がいいのか、こ

これは初めての合併を迎えたわけですので、合併した時点では、なかなかそれがわからない状況だったかというふうに思います。したがって、おおむね前期の5年間については、そういったまちづくりの進みぐあい、進捗状況というものを見きわめる、そういったときにあったというふうに私どもは思っております。

したがって、これまで平成23年度も含めまして、地域振興協議会のことについて、住民の方々と協議をさせていただいたり、視察に行かせていただいたり、そういうことはいたしておりません。この後期の基本計画を立てていく中で、総合計画の審議会の委員さん方に、ことしになって協議をさせていただいてきたという経過でございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 副町長に質問します。なぜ全国のコミュニティの先進事例を学ぶということを取り組まれないのか、この点についてお聞きします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私も、その先進事例、詳しくは承知をいたしておりませんが、先ほど申し上げましたように、今この時点で先進地の、例えば視察に行くであるとか、そういったことは必要はないんじゃないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今までの質問で、1回目、2回目の質問で、現実には、いろんな課題に基づいて、地域の皆さんの参加を得て、そして行政の機関の仕事を一緒にしている。その機関の名称はいろいろありますけども、現実にはされているんですね。やらないではなくて、現実の課題ではされている。今後も、そういう課題がふえていて、それを広げていくというのが、それぞれの担当課の思いでもあり、町の思いでもあるというふうに思っています。

これはですね、このまま行きますと行政区に全部これが、区がやるということになりますと、それぞれ縦割りで、区が取り組まなければならない大変な負担になってきますし、これはやはり全体を、区というのは地域のコミュニティですので、行政の機関、そして区、住民、これが協働してまちづくりに取り組む、参加してもらってサービスに取り組む、こういう機関というのは、それではどういう名称なのか、区が全部するという区の名称なのか、公民館活動みたいに、そのものは行政機関ですから、そういう協働している、その取り組みのものそのものは、どういう名称だというふうにお考えなのか、最後にお聞きいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ちょっと議論がかみ合わないかもしれませんが、先ほど来、申し上げますように、今、本町におきましては、従来からの区をはじめとした組織があります。そして、区はもちろん、議員が言われますようにコミュニティの組織でありまして、決して、その役場の支所機能を担うものではないと思っております。

そんな中で、この間、新町になりましてから各区、あるいは区長の代表である方にも入っていただいて、お互いに意見交換をして、そして、これからのまちづくりに生かしていくという、そういった体制といいますか、そういったシステムができつつあると思いますので、議員が言われることも、もちろん理解はできるわけですが、今あえてその方式を急いで検討しなければならないということにはならないのではないかとこのように思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） ここまで住民参加が進んできた与謝野町にとって、私は新たな、そういう協働の組織づくり、この点についてしっかりと検討して、これをさらにどう進めれるのかという、その先を見通すことが大事だろうと、そのためにはもう既に先進地がいっぱい生まれています。ぜひ、そういうところの研修に行ってください、そういう展望を持っていただきたいということを指摘して質問を終わります。

議 長（赤松孝一） それではここで、4時5分まで、10分間でございますが、休憩をさせていただきます。

（休憩 午後 3時54分）

（再開 午後 4時05分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。  
質疑を続行いたします。

16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは決算認定につきまして、2回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、企画財政課長にお尋ねをいたしたいと思います。決算の18ページになりますけれども、地方消費税の交付金、これにつきましてちょっとお尋ねをしたいと思います。これは当初予算では2億4,600万円計上されておりました。しかし、決算額は2億2,800万円、当初予算は前年の踏襲した金額ではないかなというぐあいに思いますけれども、去年と比べて減額となっておりますが、その要因をお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えをいたします。決算書の18、19ページでございます。地方消費税交付金でございますが、決算額は2億2,830万6,000円ということでございます。

これにつきましては、昨年と比べましても約1,300万円程度少ない額ということでございます。これは全国での消費税、この動向によって地方に配分される額として算出されてくるものと思っておりますので、そのような状況の中で、こういった額に落ちついたということではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） そうするとですね、全国の消費税が落ち込んで、当町にも、そういう影響を及んだと、このように理解してよろしいでしょうか。

それでは、もう1点ちょっとお聞きしますけれども、先般の国会で消費税の増税法案が成立をいたしました。2014年の秋に消費税が5%から8%に上がります。2015年の春に8%から10%に消費税が上がります。この5%から8%に上がったという時点で、現在お聞きしている地方消費税の交付金、これがどのような影響があると試算をされているのでしょうか。試算をされておられるのであれば、お聞かせをいただきたいと。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） その試算は、現在のところしておりません。もう少し検討をさせていただかなければならないじゃないかと思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） これは、そう単純な計算には及ばないとは思いますが、2015年の春には5から10ですから、倍に消費税が上がりますね。ここで言われておるのは、消費の落ち込みというのは多少計算しなくてはならないというぐあいに思いますけども、一応、消費税が倍に上がるということです、大幅な交付金が、そこで生まれてくるというか、できてくるのではないかなというぐあいに思います。ぜひ、また試算をしていただいて、わかった時点でお聞かせいただければありがたいとぐあいに思っております。

次に、商工観光課長にちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。資料の153ページです。振興商品券事業ですね、これ500万円計上されておりますけども、これはカード会とウイルと、これで、この商品券が使えるということで10%のプレミアムがついた商品券であります。これについて、商工会のほうで、この影響と申しますか、効果と申しますかね、それがどういうぐあいに膨らんだのか、商工会に何かお聞きになっておれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。まず23年度での商工会で取り組んでいただきました振興商品券事業につきましては、このときは今回の24年度の事業とは違いましたので、このときは一般でございます。24年度でおっしゃいますとおりウイルとカード会のほうでされておりますが、まだ、その分での検証結果等は、まだ、ご報告はいただいておりません。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） そうですね、申しわけございませんでした。しかし、もう完売をして今、1月末でしたですね、有効期限が。流通がかなりしていると思うんですけども、その辺のこともまだ全然お聞きになっておられませんか、経過と申しますか、聞いてない。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 報告としては、まだいただいておりませんが、これまでの3日、4日で完売したのは、今回は違いまして、一定期間、券がございまして、その中で商談等でもお使いいただけるケースがあったというようなお話は伺っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 商品券についてですね、もう少しちょっとお聞きをしたいんですけども、行政がいろいろなものに支出をされますよね。特に委員会の報酬でありますとか、そういうものが各委員会で、委員さんに報酬が配られたりするんですけども、そういったときに地元の流通した商品券、こういうものをできるだけ利用していただいたらどうかと、私は常々思ってるんです。

先般も申し上げましたように、中小企業振興基本条例、これについては消費者の責務、商売をされてる方の責務、行政の責務と、三つの段階に分かれておまして、やはり消費者の方も地元の小売業を利用するというのが、中小企業振興基本条例でうたっております。そういう面で、なかなか規制するのは難しいかもわかりませんが、そういうような活用の仕方を持って地元の小売業者さんに少しでも売り上げのプラスになるように、行政のほうから、ぜひそういう働きかけと申しますか、そういう考え方を持って商品券を使っていただければなと思うんですけども、これは副町長にお尋ねしたほうがいいのかもわかりませんが、私の言ってるようなことはどうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員ご質問の趣旨は、町への債務に、それが使えないかというお話ですね。

1 6 番（谷口忠弘） 債務というか、委員会報酬とかね、ありますよね。

副 町 長（堀口卓也） 例えば税金とか。

1 6 番（谷口忠弘） 税金、ちょっと。

議 長（赤松孝一） 谷口議員、もう一度。

1 6 番（谷口忠弘） 例えばですよ、例えば総合計画審議会というのがありますよね、委員さんがおられますよね、何十人か。それに対して報酬払われますよね、3,000円とか2,000円とか、そういうものを商品券で払っていただくようなことができないかということ言ってるんです。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 失礼しました。商品券の発行事業は、これで今年度で3年目でしたかな、商品券の発行事業は、3年目。それぞれ今年度、それから昨年度、この事業に取り組むときには、町長を交えまして商工観光課や企画財政と一緒に議論をするんですけども、その中で、そういった議論はなかったと思いますので、今後、こういった同種の事業をやる場合には、今、議員のご提案のようなことも検討の対象にして考えてみたいと思います。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 商品券の発行は、カード会さんはちょっと僕わかりせんけど、ウイルでは、通常の商品券持ってるんです。別にいつでも商品券は買えるというようなシステムになっておりますので、それをできれば、もちろんカード会さんも、もし発行しておられるのなら使っていただいたらどうかと、私はそう思ってます。先ほど言いましたように、これは中小企業基本条例の中に、やはりそういう責務と申しますか、消費者の方も地元の小売業を使ってほしいということはどうたってありますので、理念で。ぜひそういう方向で考えただければ非常にありがたいというぐあいに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、ちょっとあっちこっち飛んで申しわけないですけど、福祉課のほうにちょっとお願いをしたいなと思います。資料の129ページ、放課後の児童健全育成事業であります。この事業は、大変ありがたい事業で、特に子育て世代ですね、お勤めの方については、大変有効な事業ではないかなというぐあいに思います。

また、これはありがたいだけではなしに、雇用の促進の面でも、この事業は大きく寄与している事業ではないかなというぐあいに思うんですけども、この間、町報よさのに子育てミーティングですね、これがちょっと載ってありました。この中でも、ちょっとそれが指摘をされている部分がございますね、これ私も前の議会で何か言うたことがあるなという記憶があるんですけど、加悦の学童保育、これ非常に人数が突出して多いんですね、40数名ということで。これについて、主婦の方が、こんなことを町長にぶつけておられます。

加悦学童保育は、施設の廊下の傾きなどが気になる。耐震強度検査をしてもらえないかと、また、児童数に対してトイレや手洗いの場の数が少ない、通常30名の利用で、夏休みになると60名程度となる。死角も多いので保育をする環境としては改善が必要ではないかと、こういうようなタウンミーティングでですね、おっしゃっておられます。

町長は、それに対して今のところは考えてないが、行く行くは建てかえとか、場所の移動とか、

そういうことを考えておるというようなことをおっしゃっておられますけども、これ私も喫緊の課題ではないかなというように思うんですけど、福祉課長、その点についてどう思われているか、お聞きをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この学童についてご質問がございました。この加悦学童については、本当に夏休み期間中の利用者が多いということで、特に50人を超える利用規模があるということがございます。

今、ご指摘のありましたような死角があったりして、見にくいというようなことがあったり、場所が狭い、施設が老朽化しているというようなお話を過去から聞いておりますけれども、ことしの対策としましては、この加悦学童の利用者が多かったということで、ちょうどグラウンド側にあります大広間を整備をさせていただいて、そして、そこに転落防止用のネットも張らせていただいたり、また中の経費でエアコンも整備したりして、そこで保育をしていただくような状況にさせていただいております。また、ご指摘の死角がございますので、社協さんのほうの指導員の人数もふやさせていただいて、そして、事故のないような対応をさせていただいております。

先ほどございましたように、今後、耐震診断なり、また、建てかえの希望はというようなことがございます。私、担当課といたしましては、実際あれは昭和47年当時にできた建物だというように私、記憶をしておりますけれども、そういったかなりの年月がたっておりますので、希望としては建てかえてきちっと整備したいというように思っております。

そういったことで、今後、5年間の福祉課としての施設整備の中には、これは建てかえて新しいものにしたいという希望は出しております。それが財政的なことがあったり、そういったことがあって、これが喫緊に、来年に建てかわるとかというようなことはなかなか難しいかもわからないんですけども、それは財政当局なり、町の財政計画とあわせて要求をしてまいりたいというように思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） この質問に対して、町長はちょっと踏み込んだ発言をしておられます。加悦学童保育施設は古くですね、修繕するのか、建てかえるのか、まだ決まっていませんが、保育所や幼稚園の整備とあわせて、早急に判断をする必要がありますと、こう答えておられますね。危険な施設ということになると、やはり親御さんも安心して預けられないと、こういうことになりますので、ぜひ早急な判断と申しますか、決断と申しますか、そういうことをお願いしたいというぐあいに思っております。

続きまして、また福祉課、所管のことで申しわけないんですけども、このタウンミーティングをずっと読ませていただいて、気づかせていただいたんで質問させていただきたいなと思うんですけど。保育所の運営について、これにもちょっといろいろ幾つかの質問がございました。このタウンミーティングで。

これは、決算書の137ページ、139ページ、143ページですか、この辺に保育所の管理運営事業、約2億4,000万円ですか、整備事業が1,500万円、職員の人件費ですね、これが3億5,000万円ですか。こういう関連の予算が出ております。これも以前、私も質問をさせていただいたんですけど、タウンミーティングの中の質問で適格な質問があるんで、ちょっ



と披露させていただきますと、政策提案だが、平均年収が減っているという状況の中、夫婦共稼ぎが主流になっていると。しかし、共働きで世帯の収入がふえると、保育料もふえるというジレンマがあるので、ここは思い切って保育料を無料にするなどの政策を行ってはどうかと。保育料収入は減るが、若い世帯の人口流入につながり税収がふえると思う。今こそ、攻める子育て政策をするべきであるというような質問を町長にされておられます。

私も以前、この手の質問をさっきも申しましたけど、させていただきます。町長のお答えはですね、毎年保育所の運営経費は5億7,000万円ほどかかっていると。約570人の児童をお預かりしているので、単純計算で一人100万円の経費がかかっていると。平均、月1万9,000円の保育料なので、一人当たり年間22万円かかり、その差、約80万円の差額が町が負担しているということになりますと、この中には国庫補助金などが含まれますが、町も相当の負担をしているので、無料化は現実的に難しい現状ですと、こう答えておられます。私も以前、無料化というのを考えたらどうだというようなことを申ししたことがあります。

しかし、これはやはり保育料を下げるという問題は、やっぱり統廃合という問題が、どうしても切っても切れないという話になると思うんですね。そのところで、こういう要望が非常に強いというのもアンケート調査にも出ております。その辺の学校と保育所のあり方検討会というのが随分前に指針を出されたんですけども、この辺の話はちょっと進んでいるのかどうか、福祉課長にお尋ねをしたいなというように思います。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今のご質問につきましては、保育所のあり方検討会の結果の進捗状況を答えさせてもらったらよろしいですか。

16番（谷口忠弘） 統廃合を検討してのこと。

福祉課長（佐賀義之） これは、あり方検討会の中では、提言書の中では実際、今の保育所の数でいいですよというような提言をいただいております。その後、この庁舎内会議で一定、この小学校の統廃合と照らし合わせて、保育所だけ同じような数を残しておくということは、なかなか難しい問題がございます。実際、先ほどおっしゃっていただきましたように、この保育所の運営経費につきましては5億7,000万円程度かかっておりますし、保育料につきましては、この決算資料にもございますようにも滞納分、広域入所分を含めまして1億5,000万円ということでした。

したがって4億2,000万円程度が単費ということになりますけれども、これの国庫補助金の考え方につきましては、これは現在、国庫補助金としてはきちっと入ってきておりません。これは一般の交付税算入ということになっておりますので、なかなか交付税の単位費用編をずっとこうひも解いて、町のほうの人数を計算していかなければ、交付税に幾ら入っているかというのがわかりませんので、そのあたりについてはまだ、今年度については試算はしておりません。

ご質問の、先ほど言いました、小学校との整合性を持つということで、町のほうの検討としては内部検討は重ねておまして、また、小学校の統廃合といいたいまいしょうか、整理とあわせて実施をしていきたいというように思っております。しかし、申し上げましたように、今のままの8園、保育所がございますので、そういったことは、この行政区からいいますと、数的には多いということが言えますので、将来的には少し縮小していかなければならないと、私自身は思っております。

す。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 決算の参考資料の131ページに載っておりますけども、定員が885人に対して、現在、児童数が560人ということで、63%の充足率といいますか。どこのやつの園も見ておりましたら、どこも大体同じような比率、定員の6割前後というような形になっております。この辺がちょっと非常に無駄とは申しませんが、この辺が軽減されたら保育料も若干下げられるのではないかなというぐあいにも思っておりますので、ぜひ検討課題として進めていただきたいというぐあいにも思っております。

続きまして、274ページに移ります。これは教育関係ですけども、小学校の情報推進事業ですね、これが3,000万円ほどですかね、これはITCの環境拡充に伴うパソコンのリース料ということでお伺いしておりますけども、2,833万円ですかね、これパソコンのリース料はこんなに多額に要るんでしょうか。その辺のちょっと実態をまずお聞かせをいただきたいなと思うんですけど。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきたいというように思います。ITC環境の拡充に伴いまして、パソコンのリース料が大幅に上がっております。これにつきましては、転換期というんですか、OSをかえるというようなことで、平成22年度の年度中途から実施したことによるものでございます。どうしても、パソコンを一斉にかえるということで、大変な金額が出ておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） もうちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、設置台数は何台ぐらいあるのか。1台当たりのリース単価はどれぐらいになるのか、その辺も含めてご説明をお願いしたいと思うんですけど。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 大変申しわけございません。ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただくことでご了解いただきたいというふうに思います。申しわけございません。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） それと、この金額が毎年リース料として、この金額が上がってくるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。これは経常費で毎年上がってくるというもので、その差額が多いというのは、先ほど申しましたように、更新時期でちょっと高いやつになったということでございます。

1 6 番（谷口忠弘） この金額が、更新時期がずれるので下がるんですか。

教育推進課長（小池信助） 一旦、新しいものにかえて、リース料が新しいものなので高くなったということ。いうたら1台が、これまでだったら、例えば仮に20万円だったのが、新しいパソコンになって、例えば30万円になるというふうなことでございます。これは経常費ですので、ずっと続くということでございます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） あまり時間ないんで、もう少しちょっと突っ込んで聞きたいんですけど、これ教材として使っておられると思うんですね。1年生から6年生まで使っておられると思うんですけど、週何時間の授業で、どのような使い方をされているんですか。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 大変申しわけございませんが、先ほどの台数等の整備も含めまして、後ほど報告させていただくということで、ご了解いただきたいというふうに思います。申しわけございません。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） ほんなら聞かせていただいて、機会があれば、また質問させていただきます。終わります。1分しかあらへんし、もう一つ質問したいんですけど、いいです。

議長（赤松孝一） 5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、23年度の決算認定、2回目の質問をさせていただきます。

資料の41ページです。未収入調書、この中に土地建物貸付収入というのがあります。町有のもののように、これにつきまして、調定額が、ちょっと調べましたら年度によって22年度はちょうど今の半分ぐらいの金額なんですけども、21年度は23年度とほとんど同じ金額なんですけど、年度によって大きく変わっておりまして、一体どういう形で土地とか、その建物というふうに書いてあるんですけど、件数などがわかれば詳しく説明していただきたいと思います。これは総務課ですか、41ページです。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今の塩見議員のご質問でございます。この土地建物貸し付けにつきましては、3庁舎、各地域振興課、総務課で、それぞれの地域の管理を、それぞれにしております。この貸しております物件につきまして、今、年度ごとに差異があるのではないかとご質問でございます。正直申し上げまして、ちょっと昨年度との、平成22年度と、それから平成23年度の具体的な数値の、今、昨年は多かったけど、ことしは少なかったというご質問でございます。

5番（塩見 晋） その反対。22年は少なかったけど、23年は多い。

総務課長（奥野 稔） 23年度は多かったということですね。はい。

考えられますのは、貸し付けた物件が22年度よりも多くなったといったことの原因だというふうに思っておりますけども、ちょっとその辺のところは具体的にちょっと掌握しておりませんので、ということでご容赦をいただきたいと思います。

5番（塩見 晋） それでは、こっちの都合が非常に悪いんですけど、というのは倍も、年度によって違うということは、貸しているんだから大体同じでいくんじゃないかなと思うんですけど、何か、工事か何かで大きな土地をぽんと業者に貸して、ことしは多いんだ、少ないんだということがあんならですけど、そういうものの全体像が見えんと、こちらとしてもなかなか、その先に行けんのですけど。

議長（赤松孝一） ちょっと今の答弁はぐあい悪いわ。今の答弁ではぐあい悪い。

奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 大変申しわけありません。ちょっと精査をする時間を、またちょっといただきました

いというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 次にいきにくいんですか、これ、聞いたほうがよろしいか。

5 番（塩見 晋） えっ。

議 長（赤松孝一） これを聞いたほうが、次の質問に入るのが、入りにくかったらここで休憩を取りますし。

5 番（塩見 晋） いやまあ、皆さん待ってもらわんなんで、ほんなら先にいきます。

議 長（赤松孝一） そんなに大事なことだったら休憩取りますよ。

5 番（塩見 晋） いや、かなり大事ですけど。

議 長（赤松孝一） ほんならわかりました。

それから、先ほどの谷口議員、残りが1分だったんで、残り1分。次、報告があったら1分渡します、時間を。

暫時休憩します。

（休憩 午後 4時38分）

（再開 午後 4時51分）

議 長（赤松孝一） 塩見議員、そしたら、その質問のほうからお願いします。

5 番（塩見 晋） 議長、今と違う質問からですか。

議 長（赤松孝一） 違う観点から。

5 番（塩見 晋） 違う質問からですか。

議 長（赤松孝一） 違う議題で。

5 番（塩見 晋） 今の質問は、また。

議 長（赤松孝一） 今の質問はまた後から、答弁があつてからにします。

5 番（塩見 晋） はい。それでは資料96ページの情報公開個人情報保護事業、これについて質問いたします。

情報公開条例では、22条で町長は毎年度、各実施機関における、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとするということになっておりまして、この下に若干書いてあるのが公開、それから委員会の資料の中にも情報公開の件数については書いてありました。それは見させてもらいました。ただ、この中で審査委員5人の方が、審査会を3回したというふうに書いてあります。そこでお伺いするんですが、この審査委員さんのメンバーはどなたでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 審査会のメンバーでございます。学識経験者ということで、立命館大学の山本先生、それら町内から委員さんをお願いしております。それが4人お願いしておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） はい。わかりました。

その審査会を3回したというのは、これは不服の申し立てがあるたびに審査会を開かれておるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、塩見議員がおっしゃられたとおりで、不服申し立てがありましたら、その審査委員会において、その後の処理についてご審議をいただいております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ちょっと調べてみますと、結構、情報公開が最近ふえてきておりまして、その割には3回、前年度も3回のようなのですが、その前は1回というふうなことで、この審査する回数もふえているのかなというふうに思うわけですが、そういう中で、審査委員は重要な事項について意見を述べることができると、実施機関のほうに。

それから、審査手続は公開しないというふうになっているようなんですが、これは、いわゆる個人情報とか、どういう理由で審査しないかということ審議するのは公開をしないというふうに理解していいわけですか。しない理由というのは、最終的には、そのしない理由をつけて申請者にお知らせしておられるというふうに思うんですが、その過程においては、一切公開しないと、こういうことになっているんでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これは情報公開、個人情報の関係がございます。そうして、審査委員会で決定した処理の処分とか、そういったものに対して、今度は情報公開を求めた人から、また、意見陳述といった場も設けております。そういったところでは中で協議いたしまして、非公開といったことにしております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そうすると、最初に申し出た方に、その審議の内容っていうのはさっぱりわからずに結果が出されてくると、こういうわけでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 情報公開を請求されました方には、逐一、その決定について内容等、全部お知らせをいたします。それに基づいて、それではまだ納得できない、意見陳述の場を設けてくれと、こういうことがございましたら、今度は委員さん全員出席で、それから、その情報公開を請求された方から意見をお聞きするというので、その中でまた、委員会としての考え方をその方に伝えるということになっております。

したがいまして、今ありましたように情報を請求された方には、全て、その情報は、その本人さんに行くということになっております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 結局、結果として非公開ということになった場合、公開を申し出た方は、それで納得されなければ、あとはどういう方法がありますか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、申し上げましたですけれども、審査委員会で一遍、異議申し立てですから、そこで協議ができます。協議した内容の所見は全て本人にお渡しします。それでも、それで伝わるわけですね、内容が。それでも、その判定なり判断に不服があれば、さらに意見を直接お聞きしますといったことで、こちらの考え方、向こうの考え方、そういうことをさせてもらっております。この昨年3回というのも、それをさせていただきまして、相手が納得されたということで、3回で委員会は、その本人に対する関係の情報開示というのは、それで終わったということでご

ざいます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いやちょっと頭が悪いで、そうすると、納得されるまで委員会を何度も開いて、相手の思いを聞いて進めていっておられると、こういうことでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 意見陳述の中で、最終的な判断の根拠を示します。それにつきましては、こちらは、やはり法的な面、いろんな面がございます。したがって、それにまた、さらに異議を申し立てるといったことになれば、また違う場になってくるかと思えます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いや何かもう一つはつきりせんのですけど、ほんなら、この3回あったというのは、3件あったということですか。それとも同じ情報公開で3回委員会が持たれたと、そういうことでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 年に1回はさせていただいております。それから2回は、その異議申し立ての件について、審査をさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いやそれは聞いておるんですけど、そうなら1回は定例ですか、あと2回は1件の申し立てについて二遍されたのか、別々の、それぞれされたのかということをお聞きしておるんです。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 同じ件で2回ということです。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） はい、これはわかりました。ということは、その方は2回で納得されたというふうに行行政側は理解をして、本人もそれ以上、言われなかったということで、その本人にとっては、まだ、何か残っておるかもわかりませんね。これでしゃあないと思っておられるので、それ以上は言われなかったかもわかりませんけど。

そういう部分がちょっとどうなんかなと思ってお尋ねしたというわけです。非常に個人情報もあって、情報公開というのは大変な面もあって、委員さんはご苦労さんだと思うんですけども、やっぱり情報公開をしてほしいと言って出したほうは、やっぱり自分の思いもあるわけですから、よほどそういう2遍も委員会を開かんほどだったんで、よほど秘密なことだったんかもわかりませんけども、そこまでされたということは、それだけ情報が欲しかったということにもつながりますし、そういう部分でしっかり対応ができていたらよかったんかなというふうにお聞きしておるんですが、行政側としては、もうちゃんとやるだけのことはやったと、こういうことでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 情報公開につきましては、原則かなり、できるだけ情報公開をしていくという立場です。ただ、ここで争点になったのは固有名詞の問題です。個人の名前、これはどうしても公開はすることはできませんということをございまして、これを、情報を求められた人の名前とか、

私も申し上げることはできません。

基本的には、今、情報公開条例、それから情報公開法、いろんな中で、個人情報には支障がないというより、いろんな部分を公開していくという立場にあります。そうした中で、この件につきましては個人情報の、本当に個人情報までいったという件で却下をさせていただいたということです。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） はい、わかりました。初めからそう言ってもらったら、僕も理解が早いんですけど。それではですね、質問も変えさせてもらいます。

議長、前回、一般質問をしまして、教育委員会のほうにいじめの問題で出席停止の件について、僕は規則は定められてないということを言ったんですが、後から調べておくということで、いただいた返事が小学校、中学校の管理のところにそれはあるんだという返事を聞かせてもらいました。そのあと、僕は何も発言する場がないんで、ここで、そのことについて再度、ちょっと時間をもらって、一般質問の続きみたいなことになるんですけど、質問したいと思います。

議 長（赤松孝一） 一般質問の続きではなしに、決算としてしてください。

5 番（塩見 晋） じゃあ決算としてさせてもらいます。

それでは、教育委員会にお尋ねします。僕が言った教育委員会規則が定めてないということは、理解できたと思います。そのときに、その後から僕はこういう資料で、この質問をしたんだということを資料をそろえてお渡ししましたんで、もうそんなにたくさん僕言わなくても返答がもらえるかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 塩見議員の質問に答えさせていただきたいというふうに思います。出席停止についてでございますが、調べさせましたところ、京都府内で2市町程度ございました。これはあくまでもインターネットを通じて調べさせていただいたもので、それに載っ取る限りでございます。

基本的に今、塩見議員のほうからもありましたように、与謝野町におきましても小学校及び中学校の管理運営に関する規則、この中で出席停止のことにつきましては、第8条でうたっております。それで、根拠としてはありますよということで答えさせていただいたところですが、この中にも細かな必要な事項、規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるということで、ほかの市町でも、こうしたところを細かく明記されているというんですが、要綱等でされてるところもございます。私どもとしまして、こうした規則で教育長が別に定めるというふうに書いておりますので、その方向で、作成する方向で検討させていただきたいというふうに思っています。ご指導ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） はい、わかりました。これは文科省のほうからずっとおきておきまして、最終的には23年1月20日ですか、文科省児童生徒課というところからも出ておきまして、これはご存じだと思うんですが、暴力とかいじめをするから生徒を学校に来させないようにするためのものじゃなくて、するためには、もっとこれだけの手当てをしてからしかできませんよという、いわゆる子供をどっちかという、守るほうの取り決めで、今の条例の中では三つぐらいしか細

則がないんですけど、この文科省のほうが一応指示しておるのには、全部で7項目ですか、7項目ぐらいをきちっと規定をせえという、細かい内容もついておりますので、それもお渡ししましたけども、ぜひ、生徒を来んようにするんじゃないしに、来んようにするには、これだけのことをしないと学校の停止ができませんのですよという規則だというふうに理解しておりますので、ぜひ検討していただいて、早期にやっていただくようお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。一般質問のときにお答えしましたように、基本的には、やはり義務教育ですので、子供たちの勉強する権利と申しますか、それを奪うこととなりますので、その運用に当たっては、一番初めは文部省ですね、当時の、それがそのような細かいことを規定してきました。あのときにもお答えしましたように、それが非常に負担になるんですね、学校現場は。したがって、登校停止の措置をなかなかしてないというのが現状です。だから、統計を見たら少ないですね。それはそのほうが、ある意味では、学校現場の運用をためらわせていたというのが現状なんです。

ところが今回は、それがちょっと、文科省のあり方がちょっと変わってきそうな感じなんですね。積極的に活用せえということ文科省は言ってるわけですので、だから、先ほど言いました学校が消極的にならざるを得ない、それを何らかの形で触ってくるんじゃないかと、そういうふうに私自身は思っておるわけです。以上です。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 教育長が言われることも確かにそうだと思うんですが、これは、伝家の宝刀と言っちゃなんですが、使うとか使わないとかいうことではなしに、そういうことがしなければならぬときのための決まりなんで、つくったからそうするんだというんじゃないしに、一応つくっておくというのを、いわゆる文科省のほうで、そういう形をとれということ言ってますので、ぜひ検討してやっていただきたいと、このように思います。

5 番（塩見 晋） この質問については終わりです。

議 長（赤松孝一） 終わりですか。あとは先ほどの件ですか。

5 番（塩見 晋） はい、そうです。それ続けたらよろしいですか。

議 長（赤松孝一） ちょっと待ってくださいよ。

先ほどの件ですが、答弁のほうから入るんですけども、よろしいでしょうか、理事者側は。もう少しですか。はい、わかりました。

ちょっと時間の関係がございます。ちょっと一旦ここで、ちょっと元の位置に帰っていただきまして、時間は5分残しておきますので、ちょっと変則的になりますけど、ちょっと谷口議員のも、まだ残ってますので、ちょっと。

5 番（塩見 晋） もうあしたもらってもいいですけど、あした5分ぐらい。

議 長（赤松孝一） あしたはありませんけど。

ほんならもう後にします。ほんなら5分残しといて。

5 番（塩見 晋） それでは終わります。

議 長（赤松孝一） そしたら、ここで谷口議員、質問席をお願いします。

それでは、小池教育推進課長のほうから答弁をお願いします。



小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 失礼いたします。先ほどは、どうも早急にお答えすることができませんでして、まことに申しわけございません。ただいま、お時間をいただきまして調べてきましたので報告させていただきます。

まず、パソコンの小学校での配置状況でございますが、全校で268台ということになっております。1台平均で、月額で約8,900円のリース料となっております。これ全部合わせますと、一月に238万5,600円ですか、こうしたリース料金ということになっております。それから、パソコンを使ったICTの利用状況でございますけども、毎年、学年別の情報教育年間計画を立てておりまして、その中で実施をさせていただいております。

パソコンにつきましては、まず使い方、いわゆるリテラシーの学習、それと実際にパソコンを使って、調べ学習、それと、その成果品ですか、プレゼンテーションですか、そういった作品等の作成をすると、こうした授業をされております。もちろん、そのプレゼンですとか、そういったものにつきましては、低学年はできませんので高学年の授業の中でやっていくということで、おおむね低学年で、学期ですけども、学期で。失礼しました。年間3時間か6時間。中学年で10時間から16時間。高学年では30時間程度というふうに伺っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 今、お聞きしますとですね、台数が268台ということですね。これ2,833万円ですね。月額とか年額、お答えいただきましたけど、単純に台数で金額を割ると、1台当たり年間10万円、1台当たり年間10万円のリース料ということですね。

これ見積もりをとられて、何社か、そういうことで、どこかのリース会社と契約されたと思うんですけども、どのような条件といいますか、契約内容であるか、このリース会社1社であるのかどうかわかりませんが、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけど。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 失礼いたします。この22年度におきましては4社で見積もり競争入札ということでおこなっております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 当然、4社の中で一番価格が安かったと、このリース会社ということになるというぐあいに思うんですけど、誰が考えても年1台10万円のリース料と、これは毎年、払わなければならないということですね。これどう考えても、非常に高どまりをしているように思うんですけども、4社の見積もりで一番安かって、どこのリース会社かわかりませんが、決められたと。どうも少しちょっと疑問に感じるんですけどね。その辺、もう少し詳しくご説明をお願いしますか。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。普通のパソコン機材だけではなく、そのパソコンの使い方というんですか、その指導料も2年間含まれておることになっております。それと、ソフト料金なんかも含まれておることになっております。

議長（赤松孝一） もう最後の質問をお願いします。最後の質問で。

16番（谷口忠弘） できれば、その明細を一回見せていただきたいというぐあいに思いますが、よろしかったら資料の提供をお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 資料の請求だけをして、終わってください。

お諮りします。わかりました。それでは、まことに皆さんお疲れでしょうけど集中してくださいよ。もうラストですので、テレビも映ってますので、ぜひともざわつきのないようにお願いします。

それでは、奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 大変申しわけありません。貴重な時間をいただきます。

平成22年度と平成23年度の比較ということでございます。大変申しわけないんですけども、平成22年度の決算の、この参考資料につきまして、土地建物の貸付収入ということで、これが野田川地域だけの、22年度は記載が上がっておったということでございまして、21年度を見ていただきましても、大体このような額が、今も見ましたら上がっておりまして、平成22年の決算で、この参考資料に野田川地域のだけが、この資料として上がっておったということで、大変申しわけありません。そういったことをご理解がいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いやあれです、21年が131万1,352円で、22年が58万8,194円で、23年度が110万9,995円ですよ、これ違いますか。21年度も100万円近くは書いてありますよ。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それで、すみません。22年度が野田川地域のみこれに、附属資料に上がっておりまして、足し上げが3地域ではなかったの少ないと、22年度はということで、22年度の決算附属資料が大変不備がありましたということでよろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） はい、それでは22年度の金額が違っておったと、こういうわけですね。23年度の建物や土地については何件、いわゆる建物、土地それぞれ別々とか、一緒とかあるかもわかりませんが、それを22年度も21年度も一緒だったというふうに思いますので、それちょっとお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問でございます。それらを含めまして、また整理して後日、報告をさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） どうぞ、塩見議員。

5 番（塩見 晋） 終わります。

議長（赤松孝一） そしたら、皆さん、塩見議員は、あと残り5分あるんですけど、次回に、答弁ができませんので、塩見議員からスタートしますが、よろしいでしょうね。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） わかりました。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。

議長（赤松孝一） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定しました。この続きは10月10日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（延会 午後 5時21分）